

六 戦後の出石

1 戦後の民主化

(1) 自治体警察の誕生

三六 出石町公安委員会の委員の報酬及び費用

弁償条例

『出石町条例規程(廃止ニ属スル)綴』

条例第四七号

出石町公安委員会の委員の報酬及費用弁償条例

第一条 本町公安委員会の委員(以下委員という)に対し

ては、次の区分によって報酬を支給する。

委員長 月額 二百五十円

委員 月額 二百円

第二条 前条の報酬は、あらたに就任した者に対して

はその月から退職・解職・免職又は死亡したものは

はその月迄いづれも当月金額を支給する。

第三条 委員長及委員であつて、任期満了により退職

したものが再任せられたときの報酬支給について

は、引続き在職したものとみなす。

第四条 委員には職務のために要する費用として旅費

を支給する(委員会出席の旅費は支給しない)。旅費は、町の旅費に関する条例中学誠経^(議)験あるものの中から選任された監査委員に支給する額相当額により、同条例を準用してこれを支給する。

附 則

この条例は、警察法実施の日から之を施行する。

*昭和二十三年三月二日議決・公布(昭和二十六年十月一日廃止)

三三 警察署の位置・名称及び管轄区域に関する条例

条例第四八号

警察署の位置・名称及管轄区域に関する条例

本町警察署の位置・名称及管轄区域^(を)お次のように定める。

名称	位 置	管轄区域
出石警察署	出石郡出石町柳四二番地	出石町一円

附 則

この条例は、警察法実施の日から之を施行する。

*昭和二十三年三月二日議決・公布(昭和二十六年十月一日廃止)

三四 巡査派出所・駐在所並びに立番所の位置・名称及び受持区画に関する条例

条例第四九号

巡査派出所・駐在所並に立番所の位置・名称及受持区画に関する条例

本町警察署の巡査派出所・駐在所並に立番所の位置・名称及受持区画を次のように定める。

署名	署組合区	署所在地	全上位置	受持区	受持区画
出石町	第一組	出石町柳四二番地	出石町柳四二番地	第一区	谷山・下谷・材木・伊木・魚屋・入佐・内町
出石町	第一組	出石町柳四二番地	出石町柳四二番地	第二区	東条・寺町・冨田・本町・鉄砲

警察署			
第二組組合区			
署所在地			
出石町 柳四二番地		第三区	
第四区	馬場・弘原	八木・田結庄・川原	第三区

附 則

この条例は、警察法実施の日から之を施行する。

*昭和二十三年三月二日議決・公布（昭和二十六年十月一日廃止）

二四 出石町警察職員の任免等に関する条例

『出石町条例規程（廃止ニ属スル）綴』

条例第五六号

警察職員の任免等に関する条例

第一条 警察職員の任免・分限・懲戒・給与等については、当分の間この条例に定めるものを除く外、なお従前の兵庫県警察部の職員の例による。

第二条 警察長は、公安委員会の承認を得て部下職員を任免する。

第三条 官吏任用叙級令に定める普通試験委員の職務を行うため、出石町警察署に警察職員選考委員会を置く。

委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

委員長は警察長とし、委員は警察長の命ずる調査部長をもってこれに充てる。

委員会は、全員出席しなければ会議を開くことが出来ない。

委員会の議事は、多数によりこれを決する。可否同数の場合は、委員長の決する所による。

委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がこれを代理する。

委員会に書記を置くことができる。書記は、警察職員の中から警察長がこれを命ずる。

書記は、委員長の命を受け庶務に従事する。

第四条 従前の「巡查採用規則施行細則」に定める警察部長の職務は、警察長がこれを行う。

第五条 従前の「巡查部長登用試験規程」に定める警察部長の職務は、警察長がこれを行ふ。

第六条 従前の「警部及警部補又は消防士学術試験及実務考査規程」に定める考試委員の職務は、公安委員会がこれを行う。

第七条 巡查・巡查部長及び警部補の任用のための試験は、これを国家地方警察兵庫県本部に委託して行うことができる。

第八条 巡查部長以下の警察吏員は、それぞれの階級と同等以上の警察経歴のある者の中からこれを任用することができる。

第九条 警察長は、警部補に任用される資格を有し、且つ警察長たるの適格を有する者の中からこれを用する。

第十条 警察長・巡查部長又は巡查は、従前の兵庫県の警部補・巡查部長又は巡查にそれぞれ相応し、且つこれらの者は三級事務官吏に相当するものとする。

第十二条 警察職員^のの休職・復職及び懲戒処分は、任命権者がこれを行う。

第十三条 「官吏懲戒令」による懲戒委員会の職務を行うため、出石町警察に出石町警察職員懲戒委員会を置く。

委員会は、委員長及び委員二人を以て組織^(懲)する。委員長は警察長とし、委員は警察職員の中から警察長の命ずる者を以てこれに充てる。

第十三条第三項乃至第七項の規定は、警察職員懲戒委員会にこれを準用する。

第十三条 警察職員は、懲戒委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。但し、本人の同意があつた場合はこの限りでない。

附則 この条例は、警察法施行の日からこれを施行する。

*昭和二十三年六月二十九日議決・公布(昭和二十六年十月一日廃止)

一四三 出石町警察基本規程

『出石町条例規程(廃止ニ属スル)綴』

規程第四四号

出石町警察基本規程

第一章 総 則

第一条 この規程は、警察法その他の法令・(例)以下同条令及び
規則の定めるところに基き出石町の警察管理に必要な事項を定め、民主的且つ能率的な警察の運営を期することを目的とする。

第二条 この規程は、特に定めのない限り出石町警察の警察吏員・書記及び傭人(以下警察職員という)のすべてに適用する。

第二章 公安委員会

第三条 警察法の定めるところにより、町長の所轄の下に出石町公安委員会(以下公安委員会という)を置く。

第四条 公安委員は、出石町警察の管理の方針を確立するものとする。

次の事項は、公安委員会の決定を要する。

一 条令案・規則案の作成

二 公安委員会規程、同告示の制定

三 予算案の策定

四 訴訟・訴願に関する事項

五 その他特に重要な事項

第五条 公安委員会は、その事務を処理するため適当と認める期間毎に会議を開くものとする。

警察長の要請ある場合にも会議を開くものとする。

議事については、公安委員会の定めるところによる。

第三章 警察長

第六条 警察長は、条例及びこの規程の定めるところにより公安委員会が之を任命し、一定の事由により罷免する。

第七条 警察長は、出石町警察の執行の長とする。

警察長は、法令・条令・規則及びこの規定に(例)以下同基きその財務を行い、公安委員会に対して責任を負う。

第八条 警察長は、出石町警察の管轄区域内において次に掲げる事項について責任を負う。

一 公共の秩序維持

二 生命及び財産の保護

三 犯罪の予防及び鎮圧

四 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕

五 交通の取締及び交通安全性の促進

六 逮捕状・勾留状の執行、その他裁判所裁判官又は

は検察官の命ずる事務で法律を以て定めるものを

第九条 警察長は、この規定の定めるところにより、

予算の範囲内において出石警察のすべての警察職員を任免する。

第十条 警察長は、出石町警察のすべての警察職員を

指揮・監督する。

第十一条 警察長は、出石町警察職員に宣誓を行わせ、

その宣誓を遵守させなければならない。

警察長は、出石町警察のすべての警察職員がその職

務を行うに当り、日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を侵害しないように特に注意しなければならない。

第十三条 警察長は、この規程の定めるところにより、

予算の範囲内において出石町警察のすべての警察職員

の職階・俸給及びその増減の級別を定める。

第十三条 警察長は、その管轄区域内の警察事務を行うため、予算の範囲内で派出所及び駐在所等の各部署の配置を決定する。

第十四条 警察長は、出石町警察と国家地方警察、他の自

治体警察並に出石町警察と職務上関係がある国家・都道府県及び市町村の機関と緊密な協力及び調整を

保たなければならない。

第十五条 警察長は、所要の装備及び国家地方警察の服

制に準ずる出石町警察の制服を定める。但し、制服については国家地方警察の制服と容易に区別される

ものでなければならない。

第貳条 警察長は、警察職員の教育訓練及び礼式について国家地方警察に準じ必要な事項を定める。

第七条 警察長は、警察職員の身分及び階級に応じ必要な資格の基準・教育訓練及び経歴の要件を定める。

第六条 警察長は、警察法に基き国家公安委員会が定める形式及び方法により、管轄区域内における犯罪統計・犯罪鑑識資料及び諸法令違反その他必要な報告書を作成し、兵庫県警察隊長を通じて国家地方警察本部長官に報告しなければならない。

第九条 警察長は、毎年一月末日までに前年度の警察活動の全般につき詳細な報告書を公安委員会に提出しなければならない。警察長は、出石町警察の警察活動に関し必要且つ有効と認める警察管理の方針を公安委員会に勧告しなければならない。

第三条 警察長は、定期的に又は要求のあったときは公安委員会に出席するものとする。

第四章 警察長代理

第三条 警察長が不在若しくは事故あるとき又は欠けたときは、先任巡査部長が警察長代理となる。

第三条 警察長代理として勤務する者は、警察長の職務及び権限を行う。但し、警察長が死亡・罷免・退職又は心身の故障によりその職務を行うことができないために警察長代理となった場合を除いては、諸規程の変更並に警察職員の昇任及び降任を行うことができない。

第五章 警察署

第一節 組織及び職務

第三条 出石町警察の警察事務を執行するため、出石町警察署(以下警察署という)を置く。

警察署は、警察長が兼ねる警察署長(以下署長という)の指揮の下にある。

第四条 署長には、警部若しくは警部補を以てこれに充る。

署長は、管轄区域内に於ける警察事務を掌理し、警

察長より勤務を命ぜられた部下の職員を指揮・監督する。

第三五条 署長は、次の事項の責任を負わなければならない。
ない。

一 警察事務に関する法令・条例及び規則の執行

二 出石町警察の諸規程及び諸規則の執行

三 部下の職員の正確な出勤・規律・秩序の保持

四 部下の職員の有効・適切な職務執行の監督・指導及び訓練

五 維持管理にかかる庁舎の整備・清潔並に調度品

及び備品の適当な保管

第三六条 警察署に警務係・捜査係の二係を置く。

各係は、この規程に基き警察長より任命され、署長に対して責任を負う係主任の指揮の下にある。

第三七条 係主任には、巡査部長をもってこれに充てる。

主任は、署長の指揮を受け係の事務を掌理し、部下の職員を指揮・監督する。

第三八条 主任は、部下の職員が係事務の執行につき最善の努力を払い、且つ有効な方法で執行するよう指揮・監督しなければならない。

第三九条 主任は、係の活動について記録し、係事務の

執行状況について随時署長に口頭又は文書をもって

報告しなければならない。

第四〇条 主任は、係内及び他の係との融和・協力及び

協調を維持・促進することに努めなければならない。

第四一条 警務主任は、次に掲げる職務を行う。

一 職印・署印の管守に関すること

二 公文書の接受・送達・編集及び保管に関すること

と

三 会計経理に関すること

四 通信に関すること

五 人事及び教育訓練に関すること

六 勤務に関すること

七 警邏に関すること

- 八 警察の施設裝備に関すること
- 九 警衛・警備に関すること
- 十 交通警察に関すること
- 十一 保安警察に関すること
- 十二 遺失物・拾得物に関すること
- 十三 その他署長の命ずること

第三三条 捜査主任は、次に掲げる職務を行う。

- 一 犯罪の捜査・検挙に関すること
- 二 犯罪鑑識に関すること
- 三 少年（少女）の犯罪に関すること
- 四 犯罪防止に関すること
- 五 統計に関すること
- 六 行方不明人の手配並に保護に関すること
- 七 留置場及び留置人に関すること
- 八 経済諸法令違反の取締に関すること
- 九 その他署長の命ずること

第三三条 巡査部長は、常にその職責を自覚し、その管

轄区域内に於ける所管警察事務の有効・適切な執行をしなければならぬ。これがため出石町警察の諸規程に基く権限内において、部下の職員を有効と認められる勤務に就かしむることが出来るものとする。巡査部長は、その維持・管理にかゝる庁舎その他の建物の整備・清潔並に調度品の適当な保管の責任を負う。

第三四条 巡査部長は、その部下の職員に警察職員としてふさわしくない行動、服務違反・職務怠慢、その他不都合の所為があつた場合にはその都度速やかにその上司に報告しなければならない。

第三五条 巡査部長は、その部下の職員の正確な出勤・規律・秩序・能率及び訓練について責任を負う。

第三六条 警察署の下部機構として派出所・駐在所等を置くことができる。

第二節 警邏員

第三七条 警邏巡査（署所在地勤務巡査及び派出所・駐在所

等の勤務巡査をいう)は、公安の維持、生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防に努めるとともに諸法令の違反者を逮捕しなければならない。

第三六条 警邏巡査は、上司の呼出に応じ、又は命令に服し得る態勢で勤務しなければならない。

第三九条 警邏巡査は、地理の指導を求められたときはその目的地に至る最も近く最も安全な道順を親切に指導しなければならない。

第四一条 警邏巡査は、常に有効・適切な活動をしてその警邏受持区域内の犯罪発生の防止に努めなければならない。

警邏巡査は、勤務の内外を問わず出石町警察管轄区域内の居住者・通勤者等の保護をしなければならない。

第四二条 警邏巡査は、緊急事態が発生したとき又は諸法令の違反を現認・覚知したときは、迅速に適當な警察措置をとり、この規定に定められている処置を

執らなければならない。

第四三条 警邏巡査は、犯罪現場又は重大事故の発生に派遣せられたとき及び犯罪を現認・覚知したときは、次の処置を執らなければならない。

一 到着時間を記録し、且つその犯罪又は事故について証人及び参考人となり得る者の住所・氏名を聞きとること。

二 犯罪担当捜査官並びに事故担当調査官が到着するまでは、現場に残された指紋その他の物的証拠の破壊・損傷・喪失を防止し現場を保存すること。

三 現場で入手した聞き込みその他すべての情報は、速やかに口頭で報告し更に文書で署長に報告すること。

第四三条 警察巡査は、犯罪現場又は重大事故の発生地に臨場しようとするときは、その旨を直屬上司及び捜査係等に緊急その他止むを得ない場合の外即時報

告すること。

第四十四条 警邏巡査は、警邏受持区の交通取締に当るものとす。

第五(六)章 警邏区

第四十五条 出石町警察署の管轄区域は、警邏の目的のためこれを警邏受持区に小分する。

警邏受持区は、次のように分類するものとする。

イ 徒歩警邏受持区

ロ 自転車警邏受持区

警邏受持区の管轄区域は、その受持区の公道を含むも、特別のものを除き建物内部は通常これを含まない。

第六(七)章 定員配置

第四十六条 出石町警察の警察職員の階級・等級及び定員は、別表の通りとする。

第四十七条 出石町警察署の各係の階級・等級別定員の配置は、警察長がこれを定める。

第七(八)章 任用

第四八条 警察長は、この規程の定めるところにより、予算の範囲内において警察の能率的管理を行うため、必要且つ適当な階級に警察職員を採用し又は昇進せしめる。

第四九条 警察長は、左の各号の一つに該当する者を警察職員として採用することはできない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 同盟罷業・怠業・不法行為・国若しくは地方公共団体の転覆等を推進し主張し、又はそれ等の行為に参加する団体を結成し、あるいはその一員となる者及びそれ等の団体と同調して行動するもの

第五十条 警察職員は、一階級に一年以上勤務した後で

なければ次の階級に昇進せしめられない。

警察職員は、同時に二階級以上昇進せしめられない。但し、警察長の地位に昇進する場合はこの限りでない。警察長の地位に任用すべき者は、その地位の試験期日の前に原則として一年以上巡査以上の階級にあった警察吏員とする。

警察職員の昇進は、先任順・特別の技能勤務の実績及び勤務年限等を考慮し、筆記及び口頭の試験によるものとする。

警察職員が生命をと(賭)してその職務を遂行し、そのため死亡し又は再び警察の職務を遂行することができないまでに不具・廃疾となった場合、その者が死亡したときは二階級まで、不具・廃疾となったときは一階級を第一項・第二項の規定にかかわらず無試験でこれを昇進することができる。

警察職員が二十年以上勤務してその勤務成績が著しく優良と認められる場合、巡査級にあっては年齢四

十年以上、巡査部長級以上の階級にあっては年齢四十五年以上の者につき、その階級における勤務時間にかかわらずその者の退職の日に無試験で一階級これを昇進することができる。

第百五十二条 昭和二十三年三月八日以後において出石町警察吏員として勤務した者が退職した場合は、警察長の承認を経て競争試験によらないで巡査として出石町警察にこれを復職させることができる。

この場合、この警察吏員は新任の巡査以上に先任特権及び権利を保持しない。

昭和二十三年三月七日以前より引続き警察吏員として勤務中の者は、特に必要がある場合試験の上相当の階級に採用することができる。

第百五十三条 出石町警察吏員は、その警察吏員の勤務期間を通じて一年を超えない期間、国又は地方公共団体の機関にこれを部外勤務させることができる。

その警察吏員は、部外勤務の際に属した階級又はそ

の間に試験によって昇進された階級に復帰する。
その警察吏員は、部外勤務の期間中及び期間後出石町警察吏員の一員としてその者がもつ権利・先任順及び特権のすべてを保持する。

部外勤務の期間中警察吏員としての給与は、これを継続支給するものとし、現に勤務する機関がその勤務に対し出石町警察に給与の弁済をするようにその機関に要求するか否かは警察長がこれを定める。

部外勤務の期間中その警察吏員は、現に勤務する機関の監督に完全に服するものとする。

部外勤務は、警察長がいつでも予告なしに取消することができるところを基礎としてこれをさせなければならぬ。

部外勤務の期間中その警察吏員は、出石町警察の総定員内の階級別定員に算入する。

第三三条 警察職員採用及び昇進を行うため、それぞれ委員長一人及び委員四人以上で組織する試験委員

会を、前項の試験委員会の細目について別に警察長がこれを定める。

警察職員採用及び昇進試験は、国家地方警察兵庫県本部に委託して行うことができる。

第五四条 警察長の任用試験は、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず公安委員会の定めるところにより、委員長一人及び委員四人以上で組織する警察長選考委員会がこれを行う。

前項委員会の委員中三人は公安委員とし、その他の委員は民間の学識経験ある者の中から公安委員会がこれを選任する。

第五五条 警察長が欠けたときは、その都度警察長任用候補者名簿を作成し、その上位三名中より公安委員会がこれを任命する。

第五六条 警察長以外の警察職員の任命は、第五十四条に定める試験委員会より提出する任用候補者名簿に記載せられた番号順によって警察長が之を行う。

警察長は、任用候補者名簿に記載せられた者であっても二人までは任命を拒否することができる。但し、警察長は、任用候補者名簿記載の者で任命を拒否した者であっても必要により後日同人を任命することができる。

第五七条 警察長以外の警察職員は、任命後六月は見習期間とする。

前項の期間中警察長は、新採用者の解職及び昇進せる階級よりの降任はいつでも理由を明示しないでこれを行うことが出来る。

第一項の期間を経過したときは当然恒久的に任命されたものとする。

第五八条 警察職員の任用候補者名簿の有効期間は、試験期日より二年以内とする。

第五九条 警察職員の昇進試験の実施は、予め警察署の庁舎内の見易い所にこれを告知しなければならない。前項の告知に記載せられた資格ある者すべて受験す

ることができるものとし、特別の推薦はこれを行うことができる。い。

第八章^(九) 分限

第六十条 恒久的に任命せられた警察職員は、刑法の^(意)宜告・懲戒処分又は左の各号の一つに該当する場合の外はその職を免ぜられることはない。

一 勤務実績が挙げない場合

二 不具・廃疾により又は身体若しくは精神の衰弱により職務をとることに堪えないとき

三 傷痍を受け若しくは疾病にかかりその職に堪えないため、又は自己の便宜により退職を願ひ出たとき

四 警察職員として又は本人の属する階級若しくは職務に必要な適格性を欠く場合

五 定員の改正により過員が生じたとき

前項第一号乃至第四号の規定によりその職を免ずるときは、警察長の定める分限委員会の審査に付さな

ければならない。

第一項第五号に掲げる者のいずれを免職すべきかは、勤務年限・勤務成績・その他能力の実証を考慮しこれを定める。

第廿三条 警察職員が、第四十九条第一号・第二号及び第四号に該当するに至ったときは当然退職する。

第廿三条 警察職員は、第六十四条の規定により退職を命ぜられ休職期間が満了したときは当然退職する。

第廿三条 恒久的に任命せられた警察職員は、その意に反して降任せしめられることはない。

第廿四条 警察職員は、左の各号の一に該当する場合の外その意に反して休職を命ぜられることはない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 定員の改正により過員が生じたとき

前項の休職期間は一年とする。

第廿五条 休職を命ぜられた者は、警察職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

又貸与品も返納すべきものとする。

休職を命ぜられた者には、その休職期間中俸給^{1/2}を支給する。

第六十六条 警察長は、第六十四条の規定によって休職を命じた場合、休職期間中その休職事由が消滅したときは速やかにこれを復職せしめるものとする。

第九章 服 務

第一節 通 則

第六十七条 警察職員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、公私いずれの用務のためにも自己が居合せた町内の地域に居住訪問又は働くすべての人々の秩序並に合法的行動について嚴重な責任を負う。

第六八条 警察職員は、その職務が国民の生命・身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査・被疑者の逮捕及び公安の維持にあることを自覚し、日本国憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる等その権

限を濫用してはならない。

第六九条 警察職員は、その任命後任命権者の面前において次の宣誓書に署名してからでなければその職務を行うことができない。

宣誓書

私は、日本国憲法・法令・条例・その他の諸法規を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してそれに従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まざ、良心のみに従って公正に警察職務の遂行に当ることを厳粛に誓います。

年 月 日

階 級 氏 名 印

第七條 警察職員は、次の事項を厳格に守らなければならない。

一 常に静粛で礼儀正しく且つ秩序正しくなければならない。

職務を執行する際は、冷静で正しい判断をし、

公正にこれを行い且つ忍耐強くなければならない。何人に対しても粗暴あるいは侮辱的な言語又は態度を慎まなければならない。

二 勤務中は、所定の制服又は服装を着用し、常に身体及び服装を清潔且つ端正に保たなければならない。

三 法令・条例・規則及びこの規程に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

四 上級者の適法の命令には直ちに服従しなければならない。

五 職務上の秘密を守らなければならない。これを知る権限がある人に告げる場合、又は上司より命ぜられた場合、若しくは法令による場合の外何人に対してもこれを告げてはならない。

六 警察職員の信用を傷つけ、又は出石町警察全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 七 職務上の危険又は責任を回避してはならない。
- 八 署長の許可を得ないで職務を離れ、又は職務上居住する土地を離れてはならない。
- 九 上級者に対しては、敬礼をしなければならぬ。但し、警衛及び交通取締勤務の場合、敬礼をしなくてもよい。制服以外の服装をしている上級者に対しては、制服を着用している者は敬礼しないのを原則とする。
- 十 外出するときは行先を明かにし午後十二時までは必ず帰宅し、且つ外泊せんとするときは署長の許可を受けなければならない。
- 十一 届出不能な事由のない限り無断欠勤してはならない。
- 十二 病欠欠勤の場合の外、いつでも勤務に服する用意がなければならない。
- 十三 公民権の行使以外の政治運動に参加してはならない。
- 十四 勤務の内外を問わずみだりに宗教的又は政治的議論をすることを避けなければならない。
- 十五 職務上必要がある場合の外、いかがわしい人と交際又はいかがわしい場所に立入ってはならない。
- 十六 昇給及配属について外部の人又は団体の援助を要求してはならない。
- 十七 署長の承認がなければ職務に関して贈物・謝礼・その他の報酬を受けてはならない。
- 十八 支払能力以上の負債の契約をし、又は期限内に負債を返済しないことがあってはならない。
- 十九 職務の執行上止むを得ない場合の外、何人に対しても要求があったときは自己の階級・氏名及び所属部署を知らせなければならない。
- 二十 勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで酒類を用いてはならない。
- 二十一 制服を着用する場合は喫煙しつつ、又はズボンのポケットに手を入れたまま歩行してはならない。

い。

二三 公務執行のために必要ある場合の外、制服を着用してかさ・つえ・その他見ぐるしくするものを携帯してはならない。

二三 制服を着用して一般車両に乗車する場合は、他人を立てて腰を掛けてはならない。

二四 車両を運転する場合は、人畜に傷害を与え又は財物に損害を与えないよう特に注意しなければならない。

二五 常に武器の保管及び使用について最善の注意を払わなければならない。

二六 常に左の各号に掲げる用品を携帯しなければならない。但し、署長が勤務の性質上その必要を認めないものについてはこの限りでない。

(一) 警察手帳

(二) 鉛筆又は万年筆

(三) 警笛

(四) 拳銃又は警棒

(五) 捕じょう又は手錠

(六) 名刺^(刺)(五枚以上)

二七 職務上入手した遺失物・引取人のない物品及び証拠品については、遅滞なく報告するとともに署長にこれを引渡さなければならない。

二八 職務上電話により連絡する場合は、相互に必ずその階級・氏名及び所属部署を知らさなければならない。

二九 勤務の内外を問わずその知得した犯罪報告については、如何なるものでも直ちにこれを詳細に署長に報告しなければならない。

三〇 職務上故意に虚偽の報告してはならない。

三一 犯罪捜査及び起訴に当り、価値あるべき証拠を故意に破壊・棄損又は隠匿してはならない。

三二 裁判その他官庁の審問において虚偽の証言をしてはならない。

三三 警察情報を与えることが出石町警察署の運営上

有害なるとき、これを受ける権利のないものにこれを知らしてはならない。

三四 職員が公務に従事しているとき、その正当な任務遂行を妨げるような方法で署員の身分関係の事項を故意にばく露してはならない。

三五 警察長の許可を受けた場合の外は、営業をなし又はその他の業務に従事することができない。

三六 警察長の許可を受けた場合の外は、同居家族をして営業をなさしめてはならない。

三七 署長の許可を受けないで、職務に関し又は職務に影響を及ぼす虞れある所見を公表し、又は新聞・雑誌等に寄稿してはならない。

第三二条 警察職員は、公務上の報告又は連絡するとき
は正規の系統によらなければならない。

第三三条 警察職員は、警察長その他いかなる上級者にも面会を申込みことができる。

第二節 用品に対する責任

第三三条 警察職員は、貸与品について適切な注意を払いこれを保管する責任を負う。

自己の怠慢又は不注意によって生じた用品の損失に對しては、その責任を負わなければならない。

貸与品及び自己の管理の下にある用品の盗難・遺失又は損傷については、速やかに定められた形式により警察長にこれを報告しなければならない。

退職・免職又は死亡した場合には、貸与品は署長にこれを返納しなければならない。

この場合署長は、受領証を交付しなければならない。
第三四條 出石町警察に委員長一人及び委員二人以上で組織する検査委員会を置く。

検査委員会の細目は警察長がこれを定める。

第三五條 検査委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 出石町警察の用品の遺失・盗難又は損傷が職員
の怠慢によって生じたか否かを検査し、且つ決

定する。

二 出石町警察の用品の遺失・盗難又は損傷が職務の怠慢によって生じたものと決定された場合、その損失に対する補償として支払わらるべき金額を決定する。

第三節 被疑者等の処遇

第七六条 警察吏員は、被疑者を逮捕したとき速に署長にこれを報告し、且つ逮捕に関する正規の報告書類を提出しなければならない。

第七七条 警察職員は、署長の職権による場合又は法令の規定によるの外、逮捕又は拘禁中の者を釈放してはならない。

第七八条 警察職員は、逮捕又は拘禁中の者に対して正当な取扱いをなし、そのなされた処遇について責任を負わなければならない。

署長は、逮捕又は拘禁中の者に対する不当な処遇についてのすべての不平を注意し調査し、且つ正当な

取扱いをするように監督しなければならない。

第七九条 警察職員は、逮捕又は拘禁された者のため身柄引請人となり、又は保証金を出すことができない。但し、その被疑者が親族である場合はこの限りでない。

第八十条 警察吏員は、身体の拘束を受けた被疑者から申出があつた場合、その者の親族又は弁護士に拘束の旨を通知しなければならない。但し、費用は被疑者の負担とする。

警察職員は、身体の拘束を受けた被疑者に対し特定の弁護士を示唆し、又は推薦してはならない。

第八一条 警察職員は、逮捕又は拘禁中の者の逃亡の防止に厳に注意しなければならない。

第十章 ^(十一) 懲戒

第八十二条 警察職員が左の各号の一つに該当するときは、これを規律違反として懲戒処分を附すること。

一 この規律に違反した場合

二 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合

三 警察職員たるにふさわしくない非行又は犯罪行為があった場合

第八十三条 懲戒処分は、警察長がこれを行う。

懲戒処分の種別は、免職・減給及び譴責とする。

減給は、一ヶ月以上六月以内において俸給月額十分の一以下を減ずる。

第八十四条 警察吏員以外の者に対する懲戒処分については、警察長は懲戒委員会の審査を経ないでこれを行うことができる。但し、この処分に不服ある者は、書面をもって懲戒委員会に審査の申立てをすることができる。

第八十五条 警察吏員に対する懲戒処分及び前条但し書の場合は、懲戒委員会の審査を経なければならない。

第八十六条 前条の審査を行うため、出石町警察に委員長一人及び委員二人で組織する懲戒委員会を置く。

委員長及び委員は、警察長がこれを任命する。

第八十七条 何人も警察職員に規律違反があったときは、

証拠を添えて書面により宣誓の形をとって警察長にこれを申立てることができる。

第八十六条 前条の規定による申立てなくして警察職員の規律違反についての申立があったときは、警察長より調査を命ぜられた監督員は直ちに事実を調査し、規律違反があると認めるときは警察長にこれを申立てなければならない。

第八十九条 警察長は、警察職員の規律違反につき申立てを受けた場合、その事案が警察吏員にかかわるときは直ちに懲戒委員会にその審査を要求しなければならない。

第九十条 警察長は、規律違反の調査・懲戒委員会の審査及び刑事裁判所に係属の期間中必要と認めるときは、その者の勤務を停止することができる。

勤務の停止を命ぜられた者は、署長の要求があった場合は直ちにその保管する用品をすべて返納しなけ

ればならない。

勤務停止の期間中その者は、制服を着用することができない。

警察長は、必要と認める場合その者を勤務につけることができる。

規律違反の事実がないと決定したときは、その者は給与その他の不利益を受けないで直ちに勤務につくものとする。

第六十二条 懲戒委員会の委員長は、申立てられた者に対し懲戒委員会における審理の期間及び場所を通知するとともに、申立てられた者に対しては申立書の写を送付しなければならない。

懲戒委員会の審理は、本人の承諾がない限り前項の通知を発してから十五日以内又は六十日以後はこれを行うことができない。

第一項の通知をなすにかかわらず、病気その他やむを得ない事由の申立てなくして本人が懲戒委員会の

審理の期日に出席しないときは、欠席のまま審理を行うことができる。

第六十三条 懲戒委員会の委員長は、懲戒処分を申立てた者に対し呼出状を発し、その者の側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

懲戒委員会の委員長は、要求のある場合申立てられた者又は不服申立ての側の証人の呼出状を発しなければならない。

第六十三条 申立てられた者又は不服申立ての者は、自己の側の証人の呼出しを要求し、自己に規律違反がないことを証明する証拠の審理を請求することができる。申立てられた者又は不服申立ての者は、委員会の審理期日の三日前までに証人の氏名及び住所を懲戒委員会の委員長に通知すると共に、必要と認める証拠を提出するものとする。

申立てられた者又は不服申立ての者は、弁護を希望する出石町警察の警察職員の中から自ら選んだ者の

弁護を受けることができる。

第廿四条 証言は、懲戒委員会の会議においてこれをなすものとする。懲戒委員会は、完全且つ公平な調査をなすためにあらゆる努力をしなければならぬ。

そのてん末については書面による記録を作成するものとする。

申立てられた者又は不服申立ての者が出席しなければ、いかなる証言も許してはならない。

但し、その者の承諾があった場合はこの限りではない。

第廿五条 審理が終つたときは懲戒委員会の委員長及び委員は、本人並にすべての証人及びその他の者を退席させた後、提出された証言及び証拠につき審議し、規律違反の有無について書面により投票する。懲戒委員会の委員長及び委員の過半数により規律違反に該当すると決定されたときは、懲戒処分の種別及び程度を決定し委員長から警察長にこれを勧告するも

のとする。

警察長は、前項の勧告に従つて懲戒処分を行わなければならない。

その処分は、懲戒委員会の勧告より軽くすることはできないが重くすることはできない。

第廿六条 同一事件につき二人以上の者が関係する場合の懲戒委員会の審理は、同合してこれを行うことができる。但し、本人が分離を申出た場合はその者につき分離して審理を行わなければならない。

第廿七条 巡査部長以上の規律違反の審査は、第八十六条の規定にかかわらず公安委員会の委員長及び委員をもって懲戒委員会を構成するものとし、本章の規定により懲戒の処分を行う。但し、警察長の懲戒処分は公安委員会がこれを行う。

第廿八条 警察職員は、規律違反につき申立てられた場合警察長の許可を得ないで退職することができない。前項の許可なく職務を放棄した場合は、警察長は懲

戒処分として直ちにこれを免職することができる。

第六九条 懲戒に付せらるべき事件が刑事裁判所に係属する間は、同一事件に関し懲戒の処分を行うことができない。

第一百条 懲戒に関する事務は、警務係においてこれを取扱い、文書として記録しておくものとする。

(十一)
第十章 給与その他

第三二条 警察職員の俸給・手当・旅費及び被服等の給与については、法令及び条例の定めるところにより、予算の範囲内において警察長が公安委員会の承認を経てこれを定める。

前項の給与は、政府職員及び出石町役場職員の給与と均衡のとれたものでなければならぬ。

第三三条 警察職員の恩給については、恩給法その他の法令及び条例の定めるところにより、警察長が公安委員会の承認を経て必要な細目を定めることができる。

第三三条 警察長は、予算の範囲内において警察職員の退職金及び死亡賜金を支給することができる。退職金及び死亡賜金の額及び支給の方法等について必要な事項は、警察長が公安委員会の承認を経てこれを定める。

第三四条 警察職員が危険な職務に挺身し、又はこれに準ずる行為によって死亡又は傷痍を受けたときは、恩給法・労働基準法・その他の法令及び条例による給与の外、予算の範囲内において警察長が公安委員会の承認を経て定めるところにより、特別救慰金及び見舞金を支給することができる。

第三五条 警察職員の休暇については、労働基準法・その他の法令の定めるところにより、警察長が公安委員会の承認を経てこれを定める。

第三六条 警察長は、警察に特に功労のあった者又は団体に対し、予算の範囲内において警察賞を授与することができる。

六 戦後の出石

警察賞与につき必要な事項は、警察長が公安委員会
の承認を経てこれを定める。

附 則

第百零九条 この規程は、昭和二十四年十二月一日からこ
れを施行する。

第百一十条 この規程に基き公安委員会又は警察長が定む
べき事項で、現に施行中の公安委員会規程又は訓令
は、この規程に基き定められたものとみなされる。
この規程施行のとき、現に施行せられている公安委
員会規程及び訓令中この規程に抵触するものは、そ
の効力を失う。

第百一十一条 この規程施行のため必要な事項は、警察長が
これを定める。

別 表

出石町警察職員階級・等級及び定員表

区 別	階級又は等級	定 員
警 察 長		一

一四 農地一町歩以上の解放者名簿

(2) 農地改革

*昭和二十四年十一月二十六日議決・公布(昭和二十七
年二月八日廃止)

合 計	職 員	警察吏員
	備 書 計 人 記	巡 査 部 長 計 査 長
一〇	三 一 二	七 四 二

* 次頁以下に掲載

2 町村合併と新出石町の誕生

(1) 町村合併をめぐる紛争

2 町村合併と新出石町の誕生

農地解放による農地1町歩以上の解放者名簿

地名	解放者名	解放田畑面積
	【出石分会】	
柳	井上ひな, ㊤井上義也, 井上かつ, 井上平一	84. 5. 05 反 畝 歩
宵田	池田重之, 池田吉太郎	25. 8. 00
〃	福富達三	115. 8. 21
柳	岡本作三	13. 6. 14
田結庄	日下部又三郎	27. 8. 12
宵田	福富道子	92. 2. 12
川原	森川次郎, 森川忠三郎	18. 6. 22
谷山	石田源藏, ㊤石田益太郎	21. 6. 21
田結庄	宮崎邦藏	25. 5. 27
柳	浜中亀藏, 浜中恒子	21. 7. 28
〃	砂治勝	17. 9. 29
内町	工藤忠雄, 工藤桂	26. 0. 11
下谷	吉祥寺	11. 8. 13
田結庄	宮崎久太郎, 宮崎辰藏	272. 4. 20
〃	岡本き志	11. 7. 10
松枝	高山貞	12. 0. 16
八木	武田まき, 武田好弘	10. 4. 12
〃	上坂登茂造, 上坂岩藏	11. 4. 20
松枝	川見辰藏	11. 6. 13
東条	伊崎光衛, 伊崎国夫	12. 3. 09
	【室埴分会】	
中村	斎藤正規	13. 1. 02
福見	国谷靈祐	36. 6. 09
鍛冶屋	松石親次, ㊤松石孝子	17. 3. 08
福住	西山正太郎, ㊤西山正規	29. 9. 05
中村	川見善太夫	14. 5. 20
〃	川見禎一	60. 5. 04
日野辺	国村信敏, ㊤国村信隆	33. 9. 08
桐野	井谷弥太郎, ㊤井谷敬太郎	14. 2. 17
〃	慈眼寺	14. 2. 24
寺坂	中島重義, ㊤中島節子	21. 2. 27
〃	中島辰治, ㊤中島忠雄	10. 0. 00
	【小坂分会】	
水上	松田道雄, 山内森吉, 白杉範之助	37. 0. 14

六 戦後の出石

地名	解放者名	解放田畑面積
鳥居	中山麟治	反散歩 59. 5. 14
〃	中山合名会社	224. 4. 16
森井	吉谷春夫	14. 5. 26
大谷	立脇高行, 立脇孝, ㊤立脇喜孝	10. 8. 24
〃	瀬田隆夫	17. 4. 18
三木	中尾吉郎右衛門, ㊤中尾佳司	31. 6. 11
〃	中和岡右衛門, ヨウ	34. 0. 14
〃	龍谷寺	10. 6. 02
〃	大田彦兵衛, 三木亮二	10. 9. 09
伊豆	田淵準三	85. 7. 10
〃	狩野武夫	13. 6. 22
〃	堀畑秀雄	14. 2. 02
〃	田口清規	19. 7. 18
〃	井崎一夫	11. 4. 24
〃	由良藤藏, ㊤由良亀之助	11. 2. 09
福居	柴垣勇	11. 5. 20
	【神美分会】	
奥野	雲沢寺	18. 2. 22
市場	平尾勝	28. 4. 10
三宅	平尾達治郎	14. 8. 21
〃	森治右衛門	21. 0. 23
〃	平尾学治郎	334. 2. 09
森尾	平尾孝	37. 1. 23
〃	平尾源作	50. 3. 21
香住	田井澄, ㊤田井和男	21. 2. 16
上鉢山	谷垣幸七, 谷垣文治, ㊤谷垣椿三郎	17. 1. 17
長谷	佐々木又兵衛	20. 3. 09
〃	長谷川政信	13. 5. 00
〃	川口亀太郎	11. 7. 28
〃	瀬藤寿	10. 7. 27
安良	善光寺	14. 4. 24
田多地	太田源一郎	28. 2. 09
奥小野	田辺達雄	16. 4. 04
〃	田部稔	13. 3. 01
〃	田辺藤夫	82. 1. 23
口小野	岡崎正名	19. 0. 22

地名	解放者名	解放田畑面積
口小野	岡崎治恒	反 畝 歩 17. 5. 17
袴狭	瀬藤善太夫, 瀬藤豊子, 瀬藤信太郎	192. 3. 05
〃	田辺忠蔵, 田辺孝	10. 1. 00
〃	山崎丈右衛門, 山崎格, 山崎泰輔	26. 3. 01
〃	田辺幸一, 田辺吉左衛門	30. 2. 24
〃	松本伊右衛門	29. 8. 01 ³⁰
宮内	中山三郎	17. 4. 10
〃	柳沢忠造, 柳沢惣三郎, ㊦柳沢整	55. 4. 08
〃	井上金右衛門	14. 8. 12
〃	水嶋一雄	13. 5. 17
奥小野	加藤忠雄	50. 8. 05
香住	栄木源造, 栄木理	22. 7. 17
森尾	平尾源太夫	1, 517. 1. 24

備考 1. 1962年(昭和37)10月兵庫県農地解放者同盟出石支部『農地解放状況調』による(豊岡市 赤木一彦氏蔵)。

2. 本表は『農地解放状況調』より田畑面積のみを抽出し, 集計したものである。

3. 解放者名に付されている㊦は代表相統者を, ㊧は相統者をそれぞれ示すものと思われる。

一四 出石町・室埴村・小坂村・神美村合併促進協議
会規約

『町村合併関係綴』

30 条例第一号

出石町・室埴村・小坂村・神美村合併促進協議会
規約

(協議会の目的・名称及び協議会を設ける町村)

第一条 この協議会(以下「協議会」という)は、出石町
・室埴村・小坂村及び神美村(以下「関係町村」とい
う)合併促進協議会と称し、関係町村が町村合併促
進法第五条の規定に基いて町村合併に関する必要な
調査・新町村建設計画の策定・その他合併に関する
協議を行うことを目的として設けるものとする。

(協議会の担任する事務)

第二条 協議会は、左に掲げる事務を行う。

一、町村合併に関する必要な調査

二、町村合併促進法第六条第一項に規定する新町村

建設計画の策定・その他町村合併に関する協議

(協議会の事務所)

第三条 協議会の事務所は、兵庫県出石郡出石町内町

五十三番地の一出石町役場内に置く。

(組織)

第四条 協議会は、会長及び委員三十一人を以て組織

する。

(会長)

第五条 会長は、関係町村の議会の議長及び長が協議

して定めた町村長を以てこれに充てる。

2、会長は、非常勤とする。

(委員)

第六条 委員は、左の者の中より町村長がこれを選任

する。

一、関係町村の議会の議長又は副議長

二、関係町村の議会の議員

三、関係町村の長又は助役

四、関係町村の長がその協議により定めた関係町村

の職員

五、関係町村区域内の公共的団体の役員及び職員並

に学識経験者で、関係町村がその協議により定

めた者

2、委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第七条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき

は、会長が予め指定した委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第八条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2、会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき

事件とともに会長が予めこれを委員に通知しな

ければならない。

(会議の運営)

第九条 協議会の会議は、委員の半数以上の者が出席

しなければこれを開くことができない。

2、会長は、協議会の会議の議長となる。

3、協議会の会議の議事・その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(職員)

第十条 協議会の担任する事務に従事する職員は、関係町村の職員の中から関係町村の長が協議して定める。

(協議会の経費)

第十一条 協議会に要する経費の負担額・支出方法・その他必要な事項は、関係町村の長が協議して定める。

(雑則)

第十三条 この規約に定めるものの外協議会に関し必要な事項は、関係町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十年四月十四日から施行する。

出石町29条例第二号出石町外三ヶ村合併促進協議会規約は、これを廃止する。

一 豊岡市長に宛てた神美村長の書翰

『町村合併関係綴』

覚

昭和二十八年十月合併促進法施行以来、本村に於ては合併問題解決のため論議・検討を重ねましたが、奥野・市場・三宅・森尾・香住・立石・下鉢山・上鉢山・長谷・倉見・安良・田多地の十二ヶ部落は、分村して貴市との合併を主張して譲らず、現在の村大勢亦之れを容認するの止むなき状態に到達致しました。

依つて貴市に於ても種々御事情も有之べしと考へられますが、之の熱願に御同調の上御協力をお願い致します。

昭和三十一年一月十八日

神美村長 平尾源太夫

豊岡市長 佐川辰夫 殿

一 御依頼書(昭和三十一年五月四日付)

『町村合併関係綴』

(表紙)

御依頼書

謹啓貴職愈々御清穆賀し奉ります。

さて、自治体の一大変革である町村合併、殊に神美村・小坂村・室埴村・出石町の四ヶ町村合併については常々種々格別の御高配と御協力を賜はり日頃感謝致している所でありますが、遺憾ながら貴村の村内事情により町村合併促進法の時限切迫の今日に於ても未だ妥結の運びに至らず、誠に憂慮の状態のまゝ荏苒日を過し、関係町村は只管貴村全域の完全合併に事態の好転を日夜期待している次第であります。

ついでには、種々事情も伏在のことゝ存じますが合併の推移御洞察の上、この際関係住民の遠き将来の福祉と本郡並に延いては吾が但馬の開発・伸展の為め四ヶ町村の完全合併のため、最後の御協調に格段の御高配を賜り度こゝに関係町村協議の上連署を以て謹んで御依頼申し上げます。

昭和三十一年五月四日

小坂村 長 狩野武夫 團

室埴村 長 関太 一 團

宝埴村 長 湯口弥蔵 團

出石町 長 加藤由蔵 團

出石町 長 小林久雄 團

神美村 長 平尾源太夫 殿

神美村 長 平尾源太夫 殿

* 知事・総務課長・地方課長・議長・促進審議会委員
・ 北但財務事務所長宛に同様の『御依頼書』を送致する。

一四 復書(昭和三十一年五月四日付、御依頼書に対するもの)

『町村合併関係綴』

去る四日態々御来場を忝なし、四ヶ町村完全合併推進の儀につき御高書を拝受恐縮致しました。

合併問題に関し神美村の態度始終非協調的なるため、関係町村各位に対して甚しく御迷惑かけ居り候事、実に罪万死に価するものと存じて居ります。

幸ひ昨五月八日合併委員会開催を機に御高書を朗読、御意志の存するところを伝え併せて国・県の方針の愈々積極化する事、豊岡市の態度兎角消極的なる事、合併促進法の期限切迫のこと、神美村百年の大計のため分村は大なる悲劇なる旨等縷々説明齟齬を求めました。が、十二ヶ部落の意見以然強硬にして少しも後退の色なきのみならず、却って此の際村会に於て分村決議を断行し神美村の真意を表明すべきに非ずやとの意見も出て取取つかざる状態でありまして、結論として現在

の村状にては誠に乍遺憾御好意御忠言に添ふことを得ざる状態であります。

これは村当局に指導力なきためか、又は一部村民の頑迷固陋なるためか、批判は世論に俟つ事と致しまして、何卒上記の村状御洞察の上不悪御了承の程御願ひ申し上げます。

昭和三十一年五月九日

神美村長 平尾源太夫團

神美村議會議長 中山三郎團

出石町長 加藤由蔵殿

出石町議會議長 小林久夫殿

室埴村長 関 太一殿

宝埴村議會議長 湯口弥蔵殿

小坂村長 狩野武夫殿

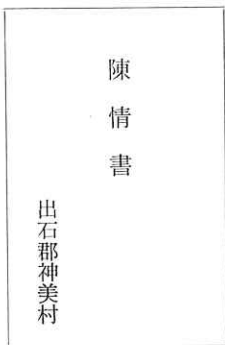
小坂村議會議長 中尾 繁殿

六 戦後の出石

一四 陳情書 (出石郡神美村)

『町村合併関係綴』

(表紙)



陳情書

昭和二十八年町村合併促進法施行以来、本村に於ては合併問題解決のため論議・検討を重ねること数十回に及びたるも分村合併やむなしとの結論を得、加ふるに穴見谷地区に於ては県当局に於て策定せられたる出石町・室埴村・小坂村・神美村の四ヶ町村合併に対して同調の色更に無之く、小職に於ても合併促進法の期限切迫のこと、分村は大なる悲劇なる旨且つ今回公布された新市町村建設促進法の精神について縷々説明し籲

意を求めたるも、三宅校区十二ヶ部落(穴見谷)の意見は依然強硬にして少しも後退の色なく、飽迄分村して豊岡市との合併を主張して譲らざる現状に有之り、これは当局に指導力なきためか、又は一部村民の頑迷固陋なるためか、批判は世論に俟つ事とし、過古^(志)数十年來經濟・交通・文化・風俗等同一なる豊岡市への合併に対して村状御^(洞)恫察賜り地区住民の悲願達成に御賢慮あらんことを陳情致します。

昭和三十一年七月三十一日

出石郡神美村長 平尾源太夫團

兵庫県町村合併促進審議会

委員

殿

一四 豊岡市編入に係る申し入れ書 (出石郡神美村)

『町村合併関係綴』

申入書

昭和三十一年十一月六日神美村臨時議会に於て、神美

村議会議員西村和雄・関岡義隆・田和仁左衛門各議員
提出に係る合併問題処理について、別紙の通り議決さ
れ本職に於て採択致しましたので何分の御配慮煩し度
くお願い致します。

追って会議の模様については近く会議録の抄本を送付
致しますから御尊重あり度い。

昭和三十一年十一月七日

出石郡神美村長 平尾源太夫團

豊岡市長

佐川辰夫 殿

(別紙)

神議第三三号

出石郡神美村を廃止し豊岡市編入について

地方自治法第七条の規定により、出石郡神美村を廢
止し、その区域を以って豊岡市に編入し、同時に神
美村有財産(一切の権利・義務とも)は総べて豊岡市に

帰属せしめるものとする。

昭和三十一年十一月六日提出

神美村議會議員

昭和卅壹年拾壹月六日

西村和雄

原案可決

関岡義隆

田和仁左衛門

右は議決書の原本と相違ありません。

昭和卅壹年拾壹月六日

神美村議會議長 中山三郎團

説明書

昭和二十八年十月町村合併促進法公布・施行せられ
てよりこゝに三年有余を経、去る九月三十日をもつ
て同法も過古(去)のものとなりたり。

ひらぶえ
翻って神美村の現状を顧みるに、同法公布以前より

合併意慾に燃え隣村小坂村との合併も略々成就せん
とする暁、県に於て町村合併モデル地区に指定され、
出石町周辺を以ってする一町三村の策定を受けたり。

爾來、県の策定実現に應ずるべく合併委員会の回を重ねること數十回に及ぶも県案即応の結論に達せず。

その間、県要路に対し住民の意志を伝へ三宅校区のみ分村運動を展開したるも何等効なく、県に於て既定方針は変更せざる旨屢々表明せられたり。

然れども三宅校区住民は、数十年来経済・交通・風俗・習慣を一にする山陰の雄都豊岡市との合併を希望してやまず。

而して本村の現状を見ると、三宅校区・小野校区は依然として合併に関し主張相容れず。三宅校区は敢然として豊岡市との合併の熱望を捨てず。

然れども思ふに分村は大いなる悲劇であり、何れに合併するも町村制施行以来七十有余年一自治体として共々に過して来た現在、哀別・離苦の念に不堪ず、寧ろ打って一丸となり進むべきであるとの主張強し。之亦先人の尊き訓へでもあり村民一同右顧左眊することなく、神美村全域を以って豊岡市と合併するの

勝れるに如かずとの結論に達したるによる。

二五〇 神美村合併決議に係る声明書（豊岡市）

『町村合併関係綴』

声 明 書

神美村の合併問題が長い間進展せず今日に至ったのは、強い住民の意志と県の合併策定計画が食い違っていたためであった。

今回、神美村あげての合併が村会で決議されたのであるが、この表決にあらはれた九対六の姿こそ真剣な住民の意志がはっきりと表明されたわけである。従って県及び出石ブロック当局者は、この実情を直視されて、これが善処されることを強く要望して一日も早く住民の福祉が実現することを祈って已まない。

豊岡市としては、この意志表示の上に立って最善の努力を払いたい。

一五 一 声 明 書 (出石町議会)

『町村合併関係綴』

声 明 書

出石郡西部四ヶ町村の完全合併に関しては県のモデル地区指定以来、住民の福祉増進と地方自治の本旨の実現に資する為、議会は町長と共に総力を挙げ、鋭意これが達成に努力を傾け強力で推進してきたのでありますが、神美村の一部の同調を得るに至らずして時限迄にその完成を見ず、各位に御心痛を煩わし御期待に副い得なかつた事は真に遺憾であり実に慚愧に堪えない所であります。時恰も、新市町村建設促進法に基く県の審議機関発足寸前の秋に当り、議会は町長を中心に打って一丸となり、更に不退転の決意を以て、一路目的完遂に邁進せんことを期する次第であります。茲に声明し町民各位の格段の御支援御鞭撻はもとより、関係村各位の深甚なる御理解と御協力を切に乞願うものであります。

昭和三十一年十一月二十二日

出 石 町 議 会

各 位

一五 二 完 全 合 併 奉 願 書 (出石町・室埴村・小坂村)

『町村合併関係綴』

(表紙)

出石郡西部四ヶ町村の完全合併について

奉 願 書

奉 願 書

住民の福祉増進と基礎的な地方公共団体育成のため昭和二十八年九月町村合併促進法が公布・施行せられ、県に於ても合併町村を策定、強力で推進せられ良好な成績を収められましたことは、策定が公平・適正であったとともに関係機関の御努力の賜に外ならざるところでありまして深甚なる敬意を表するものであります。

然るところ、吾が出石郡西部四ヶ町村(出石町・室埴村・小坂村・神美村)は、合併のモデル地区として県より指定されましたが、このモデル地区は規模が適正で立地条件も良好で合併後は模範的地方公共団体として機能を充分發揮し、住民の福祉増進に寄与するところ大なるものあるを信じ将来を大いに期待して、関係町村は鋭意之れが実現のため努力を続けて参りましたが、神美村の内、豊岡市との境界に接する穴見谷地区の一部指導者が策動して豊岡市に分村合併を希望して同調せぬため、神美村の合併意欲頓に銷沈し、遂に合併の将来に難色を漂わすに到りました。

然しながら関係町村民の熱望黙し難く、漸く昭和三十年七月、四ヶ町村は町村合併促進協議会を設置し合併の完遂に努力を続けて参りまして、昨年九月北但財務所長の調定案提示の際、分村希望部落もこれに同調の動き次第に濃厚となり、合併好転の曙光も看取されましたが、町村合併促進法の有効期間切迫のため遂に成

立を見ず、千歳一週の好機を逸しまして誠に残念でありましたが、分村を希望せる部落指導者は、この調停が成らざる反感と申しますか精神的空虚を捉えて豊岡市と同じ甘言と好餌をもって、漸次分村希望部落を勧誘拡大し、遂に昨年十一月六日、新法による県の機関の空白に乗ずると共に審議の機先を制して神美村議会をして「神美村の区域を廃し豊岡市に編入」のことを、九対六で議決を為すにいたしましたことは、吾々の誠に遺憾とするところであります。然るところ、神美村がこの議決を致しますや、神美村(八〇六戸)の中、出石町に隣接の小野谷地区(三一五戸)及び穴見谷地区の内、安良(二六戸)・多田^(田多)地(二七戸)の住民は、神美村議会の議決に反対して区民大会及住民の署名を取纏め夫々関係当局に意志を表明し、村を二分して内紛に明け暮れいたして居りまして何時果てるとも想像もつかず、日々村民の感情は悪化しつつある状況の如くであります。

然るところ偶々本年一月、神美村長の任期満了による選挙執行に際し、神美村全住民は選挙により村を二分し、この上将来に向い内紛を続けることの悲劇を避けるとともに、この際、住民感情を統一し、選挙後、新首長のもとに合併問題を強力且迅速に推進するの緊要であることと、県より合併の勧告が為された場合に於ても、分村希望部落を説得し神美村内の内紛を收拾すると同時に、合併関係町村と最も協調に努力の期待し得る前村長を無投票当選せしめている現状は、即ち四ヶ町村の円満な協調は従来の経緯上、至難なるも只県の合併勧告を待つ態勢に外ならないものであり、神美村の一部穴見谷部落が四ヶ町村の完全合併に同調しない理由は別紙(一)の通りであります、完全合併が理想的であり尚早急完遂が必要である理由は別紙(二)の通りであると存じますので、実情御賢察の上豊岡市をして地方自治の円満と地方公共団体の共存共栄に協力せしめられますよう御勧奨とともに昭和二十八年十二月、

県に於て策定の通り四ヶ町村の完全合併の計画を再度御決定の上、速かに勧奨並びに勧告賜り関係住民が一日も早く、明朗・健全^(徳)な新町村の下、一致団結、生業に励み得ますよう格段の御高配を賜りますよう関係町村長・議長連署を以て謹んで奉願いたします。

昭和三十三年二月二日

出石郡出石町長 加藤 由藏 閣

全 室埴村長 関 太一 閣

全 小坂村長 狩野武夫 閣

全出石町議会議長 小林久雄 閣

全室埴村議会議長 湯口弥蔵 閣

全小坂村議会議長 中尾 繁 閣

北但財務事務所長

田中政雄 殿

別紙 (一)

神美村穴見谷地区が四ヶ町村の

完全合併に反対の理由

(一) 関係部落が豊岡市に近接、日常生活につながりが多いこと

(二) 豊岡市が市域拡大を画し、隣接部落を吸収合併せんとする策謀に乗じていること

別紙 (二)

出石郡西部四ヶ町村の完全合併が必要である

理由

(一) 四ヶ町村が合併すれば面積一一一平方料、人口一六、〇〇〇人となり適正規模の町となること

(二) 合併後の住民の業態は、都市的業態人口は四、九七〇、農業・その他の人口は一一、一七六となり、出石川水系の下流一帯の出石平野を中心に商工業圏の旧出石町と隣接の旧三村の農産物資の需給、労働力の供給等について一

環の経済圏を形成し、合併後は農業施策中心の町を建設し、農商工業者有無相通じ相和し相擁し以て平和な理想郷を建設することができらる。

(三) 四ヶ町村は人情・風俗・習慣・姻籍及び生業

状態は勿論、歴史的にも経済的にも又教育文化の面からも、将又、産業的にも各々共通し、

一体性があり、国・県等の出先機関(土木・食

糧・農業改良・米麦品種改良・職業・保健衛生事務

等)も関係四ヶ町村を^(包括)抱轄し、公立豊岡病院

組合・^{出石町}室壇村^{小坂村}神美村^{中学校組合}・出石町外

三ヶ村水防組合・出石土地改良等の一部事務

組合を古くは十年前より結成、平穩且無事に

運営、今日に至り立地条件より見て県策定

の四ヶ町村の合併は絶好の区域であること。

(四) 学校関係については既に関係町村に於て町村

合併を見越し、四ヶ町村立中学校を建設し、

(五)

三ヶ町村（出石町・室埴村・小坂村）及び神美村小野谷地区の生徒を収容している。神美村穴見谷地区は、三宅小学校に併設の神美中学校に通学せるも、完全合併後の新町に於ては神美村が既に得たる新中建設補助百十六万円を中心に神美村中央部に独立校舎を建設することを関係町村は了承（北但財務所長調停案）済であること。

神美村を分村することは神美村住民の爲め将来に非常なる悲劇を残し、又分村妥当線なく基礎的町村を度外視して住民の要望に任ずるとき波紋は益々拡大し、小坂村に影響し収拾すべからざる事態を招来する虞れがあり、又分村を希望する区域は耕地面積大でいわゆる富^(裕)部落であるため、この区域を合併策定地区より除くときは町村合併の意義を喪失するのみならず、出石郡西部の町村合併は絶望で

あること。

(六)

合併の決定がおくれることは、神美村長再選により分村派及び非分村派の住民感情が融和せるこの好機を逸するのみならず、豊岡市の吸収合併の策謀に委すことになるので、合併の勧告は早急であることが新町の発足上好結果をもたらすものであること。

一五 檄（出石郡西部四ヶ町村合併推進本部）

『町村合併関係綴』

四ヶ町村の合併問題は愈々大詰になりました。こゝに於てお互いは祖先のことから孫子の末までを考え、この永い将来の幸、不幸にかゝわる重大な問題であるだけに、深く思いを致し一人／＼がだれにもまどわされない強く正しい判断をしっかりとつかまねばならないと、きだと思ひます。

県はどこまでも四ヶ町村合併で進む決心をしています。

六 戦後の出石

日ならず発表が行われるでしょう。そのため県は、中学校を月ヶ下に建て、皆様の御期待に添うと表明しております。門に立てば手の届く月ヶ下に中学校が建ちます。子を持つ親として、愛児が吹雪の遠道を通学する姿を見送る心に引きかえ、何と幸せではありませんか。一日も早く考え直して下さい。この時をのがせば、月ヶ下に中学校の建つ機会はもう永久にやって参りません。

国や県にお願いすることなど、すべて合併優先の規定により、私達未合併町村の言分は何一つ聞き入れてくれません。これは後で取り戻しの出来ない大きな損失です。一日のおくれが一年のおくれとなり、一步のへだたりが百里のへだたりとなります。

皆様と同和することにより、神美診療所の地元の負債も肩代り出来、六方川の問題も合併優先で解決し、村の諸問題もこれにより一挙に解決する事は請合いです。何卒思い直して、このチャンスをは是非つかんで下さい。

清く明るく、新町の町づくりにかゝろうではありませんか。

皆様の御家庭で、又御近所お寄り下されて、お話し合下さい。

今すぐにご願ひ致します。

昭和三十二年三月九日

出石郡西部四ヶ町村

合併推進本部

一画 勧告書(一)

『町村合併関係綴』

勧告書

出石郡出石町

同 室壇村

同 小坂村

同 神美村

新市町村建設促進法第二十八条第一項の規定により、

兵庫県新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して左記のとおり貴町村にかかる町村合併に関する計画を定めたので、これに基き町村合併を行うよう同法同条同項の規定に基き勧告する。

昭和三十二年三月二十日

兵庫県知事 阪本 勝圓

記

出石郡出石町・室埴村・小坂村及び神美村が合併すること。

一五 豊岡市長に宛てた申し入れ書

(出石町・室埴村・小坂村)

『町村合併関係綴』

昭和三十二年三月二十三日

出石町長 加藤由蔵

出石町議会議長 小林久雄

室埴村長 関 太一

室埴村議会議長 湯口弥蔵

小坂村長 狩野武夫

小坂村議会議長 中尾 繁

豊岡市長

佐川辰夫 殿

拝啓 貴職益々御清適の段賀し奉ります。

さて、出石郡西部四ヶ町村の合併については貴職に於かれても、その成否に多大の御関心を払われつつあることと思料致します。

然る処、去る三月十七日、県に於ても未発表の本地区の合併に関する貴職の発表は、関係住民に多大の不安と動揺を与え実に遺憾とするところであります。

斯の如き事態を惹起されたことは全く貴市の責任であつて、将来に禍根を残すものと信ずるところであります。今後には特に慎重且つ正確なる御認識のもとに御善処賜り度、茲に申入れをいたす次第であります。

六 戦後の出石

一五 合併勧告直後の村状を説明した神美村長の書翰

『町村合併関係綴』

神庶第一二四号

昭和三十三年三月二十四日

神美村長 平尾源太夫

殿

昭和三十三年三月二十日附、出石町・室埴村・小坂村及び神美村四ヶ町村合併の勧告に因し、三月二十一日神美村議会議員・部落里長連合協議会を招集せるも、穴見谷地区十ヶ部落は文書を以て欠席の旨通達し来り。依って本職は三月二十三日再度同協議会を招集し勧告受諾の意を懇懇^{しんしん}するも、穴見谷地区十ヶ部落は豊岡市合併の希望を捨てず、勧告に対し承服し難き旨意志を表明し妥結の方途なし。

上述の通りの村状にて、今の処勧告承服の見込無之につき何卒特別の御尊慮を煩します。

*同書翰は、出石町長・室埴村長・小坂村長に宛てら

れたもの。

一五 「合併勧告直後の村状を説明した神美村長の書翰」に対する復書

『町村合併関係綴』

『町村合併関係綴』

昭和三十三年三月二十六日

出石町長 加藤由藏

室埴村長 関 太一

小坂村長 狩野武夫

神美村長 平尾源太夫 殿

拝啓 四ヶ町村合併については種々御高配を辱し、深謝奉ります。

陳者^{のぶね} 本件につき去る二十四日附、神庶第一二四号を以って穴見谷地区の四ヶ町村合併同調困難の旨御通知に接しましたが、かくては四ヶ町村は規模の適正を欠き、かつ基礎的な地方公共団体としての機能の充分な發揮と住民の福祉の増進のため、四ヶ町村の合併が不可なるため去る二十日には知事の勧告もありました

ことにつき事情御洞察の上、貴村を収拾、早急完全合併が成立致しますよう今一段の御高配・御協力を賜りますよう重ねて懇願致します。

一五、兵庫県告示（昭和三十二年三月三十日）

『兵庫県公報』

○兵庫県告示第百七十号の二

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十八条第一項の規定により、合併計画を定め次のとおりこれを関係町村に勧告した。

昭和三十二年三月三十日

兵庫県知事 阪本 勝

一出石郡出石町・室埴村・小坂村及び神美村が合併すること。（昭和三十二年三月二十日勧告）

○兵庫県告示第百七十号の三

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）

第二十七条第一項の規定により、境界変更に関する争

論について次のとおり町村合併調整委員の調停に付した。

昭和三十二年三月三十日

兵庫県知事 阪本 勝

調停に付した争論	調停に付した年月日	担当町村合併調整委員氏名
豊岡市と出石郡神美村の一部地域の境界変更に関する争論	昭和三十三年三月廿六日	真鍋又治郎 小谷 守 種 継 新 俵 静夫 細見 達蔵

一五、境界変更に関する争論の解決について（知事通知）

『町村合併関係綴』

兵地第三五六号の一

昭和三十一年三月二十六日

兵庫県知事 阪本 勝

神美村長 殿

境界変更に関する争論の解決について

六 戦後の出石

豊岡市と神美村の境界変更に関する紛争の解決については、新市町村建設促進法第二十七条第一項の規定により、別添のとおり県公報告示写のとおり町村合併調整委員会の調定(傍)に付したので、同法施行令第八條第一項において準用する地方自治法施行令第七十四條の第二第二項の規定により通知する。

*文中にある県公報告示は文書番号一五七に収録している。

120 勧告書(11)

『町村合併関係綴』

勧告書

豊岡市

出石郡神美村

出石郡神美村と豊岡市の境界変更についての争論解決のため、新市町村建設促進法第二十七条第一項の規定により、昭和三十二年三月二十六日兵庫県知事から町村合併調整委員の調停に付されたので慎重な審議を

経た結果、同法同条第二項において準用する同法第二十六條第三項の規定により、左記調停案を受諾するよう勧告する。

おつて昭和三十二年三月三十一日までに同調停案を受諾する旨の文書が兵庫県知事に提出されなるときは、調停案を拒否したものとみなす。

昭和三十二年三月二十九日

兵庫県町村合併調整委員

委員長 種 新

委員 真鍋又治郎

委員 細見達藏

委員 依 静 夫

委員 小谷 守

調停案

出石郡神美村のうち、大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・長谷・倉見・下鉢山及び上鉢山の区域を豊岡市へ境界変更するものとする。

一六二 臨時神美村議事会會議録（昭和三十三年三月三十日）

『神美村会會議録』

昭和三十三年第一回（臨時）神美村議事会々議録

一 昭和三十三年三月三十日午後一時第一回神美村議事会を神戸市兵庫農工商會館に招集する。

その議案件名左の通り。

一 神議第一号 市村の境界変更に関する兵庫県町村合併調整委員の調停案受諾勧告に対する

受諾の件

一 神議第二号 財産処分について

一 本日會議に出席議員は次の通り。

二番 瀬尾利之助

四番 齊藤悦美

五番 盛重惣太

六番 百合良一

七番 関岡義隆

三番 村尾光夫

四番 岡田光太郎

五番 田和仁左衛門

六番 西村和雄

一 本日會議に欠席議員は次の通り。

一番 西村平八郎

三番 中山三郎

七番 井上 泉

八番 松本 実

九番 加藤順之助

十番 加藤忠雄

三番 加藤良和

一 地方自治法第二百一十一條の規定により、議場に出席した者は次の通りである。

神美村長 平尾源太夫

書 記 黒田初之助

一 村長 午後一時議事会招集の旨を述べる。

一 議長欠席につき地方自治法第百六条の規定により、

副議長が議長の職務を行う。

一 議長 西村和雄開議を告げる。本日出席議員は九名

であります。

一 議長 本会の議事録署名議員を議長の指名で差支へ

ないかと諮り、満場異議がないので次の二名を指名して承認を得た。

二番 瀬尾利之助

四番 斉藤悦美

一 議長 本日は欠席議員は七名であり、出来れば全

員の出席を得度いためと議案調整のため暫時休憩を願い、尚本日は議事の都合上延刻しますので予め御諒承願います。

本日の招集第一回の議会（臨時会）の会期を一日間と定める。

満場異議なし。

休憩（時に午後一時十分）

再開（時に午後四時三十分）

一 議長（西村和雄） 休憩前に引続いて会議を続行します。

本日の議事日程は、神議第一・二号議案二件であります。

議 事

日程第一 神議第一号

一 議長 神議第一号議案を上げます。

第一次会に入ります。書記に議案を朗読させる。

一 書記 神議第一号議案を朗読

一村長 提案の理由を説明する。要領次の通り。

只今、小野区議員七名より会議に出席出来ぬ旨通告に接した。出来れば全員出席のもとに再開致し度いと思ひ、暫時休憩して延刻していた次第であります。諸種の事情止むを得ずと思ふ。

只今、県町村合併調整委員により本村と豊岡市の境界変更について争論解決のため、新市町村建設促進法第二十六条第三項の規定により、勧告書が手交された。これによると本村穴見谷地区十ヶ部落を豊岡市に編入する旨の調停案であり、長い間の熱願が容れられたのである。

本調停案は、明三十一日という期限附であり、速やかに申請手続を致し度く提案した次第である。

先刻、小野区欠席議員七名が来訪されて勧告受諾の議決を延期して欲しいとの要請があった。理由は、小坂村の動向により四ヶ町村合併が難渋するのではないかとの思策であり、小坂村は、既に区長を本市に招致して画策を講じているやに聞いている。

残る神美村としては、僅少な三百余の戸数を

以って一村を形成せねばならぬことに苦慮するため、住民投票等の意向により円満に解決したいとの申出である。以上要旨をお伝えする。

一 議長（西村和雄） 本案に対して村長より提案の理由説明があり、且つ小野区議員よりの申出もあつたが、御意見を伺い度い。

一 第十一番（関岡義隆） 発言を求む。

一 議長 第十一番を指名。

一 第十一番 長い間の懸案であつた境界変更の調停である。

速刻受諾し、本案に賛成するものである。

一 議長（西村和雄） 第十一番議員より賛成の旨発言されたが、他に御意見なきや問う。

速刻受諾することに満場異議なし。

一 議長（西村和雄） 満場異議の声なきにより第一次会原案可決確定を告ぐ。

次いで第二・三次会の省略を諮りたるに異議なし。(仍以下同)乃つて直にその旨を告ぐ。

日程第二 神議第二号

一 議長(西村和雄) 神議第二号議案を上程します。

第一次会に入ります。

書記に議案を朗読させる。

一 書記 神議第二号議案を朗読。

一 村長 提案の理由を説明する。要領次の通り。

境界変更に伴い、神美村有財産のうち編入区域に係る財産(権利・義務とも)を豊岡市に帰属するものである。

一 議長(西村和雄) 本案に対して村長より提案の理由

説明があったが、質疑なきや問う。

満場異議なし。

一 議長(西村和雄) 満場異議なきにより第一次会原案

可決確定を告ぐ。

次いで第二・三次会の省略を諮りたるに満場

異議なし。乃つて直にその旨を告ぐ。

一 議長(西村和雄) 本会議の議事の終了を告げ、第一

回議会(臨時会)の閉会を宣す。

時に午後五時四十分

右会議の次第を記載してここに署名する。

昭和三十三年三月三十日

出石郡神美村議会

副議長 西村和雄[㊟]

議会議員 瀬尾利之助[㊟]

議会議員 斉藤悦美[㊟]

神議第一号

市町村の境界変更に関する兵庫県町村合併調整

委員の調停案受諾勧告に対する受諾の件

本村と豊岡市の境界変更についての争論の解決について、新市町村建設促進法第二十七条第一項の

規定により、昭和三十二年三月二十六日兵庫県知事から町村合併調整委員の調停に附され、同法同条第二項において準用する第二十六条第三項の規定に基づき、昭和三十二年三月二十九日附をもって別紙調停案を受諾するよう勧告があったのでこれを受諾するものとする。

昭和三十二年三月三十日提出

神美村長 平尾源太夫

昭和三十二年三月三十日 原案可決

神議第二号

財産処分について

豊岡市編入（出石郡神美村のうち大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・長谷・倉見・下鉢山及び上鉢山）に伴う神美村の財産（一切の権利・義務とも）のうち、当該編入区域に係る村有財産は豊岡市に帰属せしめるものとする。

昭和三十二年三月三十日提出

神美村長 平尾源太夫

*即日原案可決

一三 境界変更勧告に係る陳情書（出石町・室埴村・小坂村）

『町村合併関係綴』

（表紙）

出石郡西部四ヶ町村合併について
陳情書
兵庫県出石郡出石町
全 室埴村
全 小坂村

陳情書

兵庫県出石郡出石町・全室埴村・全小坂村・全神美村の一町三村は、昭和二十八年十二月合併関係町村として策定せられ、翌二十九年一月二十五日兵庫県知事及

六 戦後の出石

び兵庫県町村合併審議会長より兵地第一三五号を以て町村合併促進のモデル地区指定の通知に接し、爾来三年有出石町・室植村・小坂村並びに神美村の一部（小野谷及び中組の六部落）は県策定の合併促進に凡ゆる努力と協調を続け、その間北但財務事務所長の斡旋にて解決の曙光ありたるもその都度神美村の中、豊岡市に隣接の一部（穴見谷及中組の十部落）が豊岡市の悪質なる市域拡大潜行運動に依る擾乱のため、促進法の期限内切れ迄には合併の調整ならず、遂に去る三月二十日別紙(イ)の通り四ヶ町村合併の知事勧告を受け最後の協調に努力しつつあるとき、またしても豊岡市は宣伝車等を使用し穴見谷一部の煽動者と共に穴見谷及中組の十部落に対し「知事勧告があるとも引続き同調を拒み続ければ四月一日には豊岡市に編入される」と流布し、今次県町村合併調停委員^{(整)以下同}の調停結果を裏書きするが如き宣伝を為したるため、神美村の一部穴見谷は三ヶ町村側の協調に応ぜず、知事勧告一週間後三月二十六日

別紙(ロ)の告示の通り調停に付せられたが、三ヶ町村側は二十日知事勧告の次第もあって調停委員は知事勧告の主旨に副って極力調整せられることを期待し、関係町村は兵庫県地方課の連絡により議決機関と共に二十九日神戸市自治会館に待機、調整を待ったところ、調停委員は午後二時三十分四ヶ町村長・全議長を招致、経過の報告を求め全三時二十分一先ず会談を休止し、全五時から五時四十分まで神美村長及び議長を招致して会談、全六時三十分三ヶ町村長・議長を招致し三年有余の関係住民の熱願とする四ヶ町村の完全合併を寸時も置かず調停委員は状勢判断の結果として別紙(イ)を讀上げ調停勧告を決定するの旨を述べて三ヶ町村機関の退席を求め、続いて豊岡市及神美村を招致して(イ)の勧告をなし、豊岡市及神美村は翌三十日夫々議会の同意を得てこれを承諾、今日に至っていますが、(ロ)の調停に付した争論が「豊岡市と出石郡神美村の一部地域の境界変更に関する争論」となっています、

(一) 実際の争論は合併関係の四ヶ町村であつて

(二) 豊岡市は新市町村であり、尚昭和二十八年県の町村合併計画樹立の際、何等豊岡市建設計画中神美村穴見谷地編入の意志表示なき豊岡市を争論の関係市町村と取扱ふこと及

(三) 当地区未合併町村の争論を法第二十七条を適用したと並に

(四) 法第二十八条の合併勧告をなした関係町村の一部の村をのみ取上げて調停に付したと並に

(五) 兵庫県町村合併調整委員が知事勧告推進について些少の努力も払わずして一方的に境界変更主力を注ぎ、これの実現を勧告したこと等は関係住民の何としても納得の出来難いことであり、境界変更の裏付のある神美村・小坂村・室埴村及び出石町の住民の意志をふみにじられた不満は燎原の火の如く拡がり、正に爆発の一步寸前の憂慮すべき事態にありますので、事情御汲取の上早急善処賜りますよう関係町村長連署を以

て謹んで陳情いたします。

昭和三十二年四月七日

兵庫県出石郡出石町長

全 室埴村長

全 小坂村長

自治庁長官 田中伊三次 殿

兵庫県知事 阪本 勝 殿

自治庁自治振興課長 殿

*文中別紙(イ)・(ロ)は、別途文書番号一五四・一五九・一六〇に収録しているので、重複を避けここでは省略した。

一三三 境界変更の議決無効を訴える陳情書

『町村合併関係綴』

陳情書

出石郡西部四ヶ町村の合併については、法施行直後の昭和二十八年十二月、兵庫県知事に於て出石郡出石町・室埴村・小坂村・神美村を合併することに策定し、

尚モデル地区に指定され、関係四ヶ町村に於ては鋭意之が実現に努力して来たのであるが、本村穴見谷区域の住民が豊岡市編入の意図あるため、今日に到るも実現を見ざる状態でありまして、その後

一、昭和三十二年三月二十日、新市町村建設促進法第二十八条に基き知事より出石郡出石町・室壇村・小坂村・神美村の合併を勧告さる。

二、全年全月二十六日、法第二十七条第一項の規定により「豊岡市と出石郡神美村の一部地域の境界変更に関する争論」について、町村合併調整委員(五名)の調停に付された。

三、全年全月二十九日、法第二十七条第二項に於て準用する第二十六条第三項の規定により「出石郡神美村のうち大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・長谷・倉見・下鉢山及び上鉢山の区域を豊岡市へ境界変更するものとする」との調停案を作り、豊岡市及び神美村に対し全月三

十一日までに受諾を勧告さる。

四、豊岡市及び神美村は、議会に諮りこれを受諾した。

以上が現在までの段階ですが、神美村小野谷(宮内・袴狹・口小野・奥小野)及び中組中一部(安良・田多地)住民は左記事由により、特に神美村議会の措置は法規に抵触する点もあつて兵庫県知事・兵庫県新市町村建設審議会・町村合併調整委員及び神美村議会並に村長の採られた処置は誠に遺憾で絶対に承服し難いので善処願ひ度陳情いたします。

記

一、吾々神美村小野谷及び中組の一部は、明治二十二年以来約七十年に亘り穴見谷地区と共に神美村住民として村の一体性を保持し、村内全地域の住民の福祉を害うことなく円満且つ何等分村の理由なく今日に至り、町村合併促進法の施行せらるると雖も県の策定に於ては四ヶ町村の合併

を策定せられ、且つ、合併の最も合理的且紛争等もなく速やかに実施可能の故を以てモデル地区に指定せられる等のことあつて、分村することとは何れの区域の住民も福祉が害われる理由により、県策定の合併を為すべきであることを主張したものである。

二、尚、三月二十日の知事の勧告は、法第二十八条の規定の未合併町村の規模が適正を欠き、地勢・交通・経済事情・その他の事情に照らし町村合併を行うことが関係市町村の基礎的な地方公共団体として、機能の充分な發揮と住民の福祉の増進のため必要であると認定され、

○県審議会の意見をきき、

○総理大臣に協議する等慎重な手続を経、

尚、

○新に（二十八年十二月、町村合併促進審議会

の審議を経て策定の町村合併計画を再検討し

て）合併計画を定め、

四ヶ町村の合併を勧告されたものである。

三、然るに勧告後僅か数日後の三月二十六日、法第二十七条の調停に付せられ、二十八条の知事勧告の目的達成について何等一辺の方法・手段を講ずることなく、三月三十日、町村合併調整委員は神美村の穴見谷十部落を豊岡市に境界を変更する調停案を示し、これを勧告されたことは知事・審議会調停委員等^(整)は争論の対象体たる小野地区・出石町・室埴村・小坂村の意志をしりぞけ、一部住民の意志のみを認め、他の大多数の住民の意志を無視し、地方住民の感情を対立せしめられたことは一方的悪措置であつて、関係住民の永遠の福祉が害われるのみならず生存さえも脅かされ、町村合併の基本精神に反するものである。

四、兵庫県町村合併調整委員が三月二十九日為した

神美村の境界変更に関する調停案受諾の地方自治法第九十六条第一項の神美村議会の議決をなす神美村長の議会招集告示、別紙写の通りであつて、

(一) 調停案受諾の神美村議会は、三月三十日午後四時三十分から神戸市商工会館に於て開催、議員数十六人の中九人出席しこれを可決しているが、二十九日招集の告示で三十日議会を開いたことは違法である。

(二) 調停案受諾の神美村議会は、臨時議会であるにかかわらず、地方自治法第百二条第四項の規定による付議すべき事件が告示されていない。

(三) 神美村議会は、三十日午後一時に開議し、午後四時半再開と議事録にあるが、午後一時に開議の議員に対する通知もなく、又その実績を証する何物もなく、神美村議会の

会議規則第七条に「会議は午前九時から午後四時までとする」と規定せるにかかわらず、午後四時半から会議を開いたこと等調停案受諾の議会の議決は無効である。

昭和三十二年四月 日

兵庫県出石郡神美村

宮内・袴狭・口小野

部落

奥小野・安良・田多地

住民代表 井上 泉[㊦]

㊦

告示第三号

昭和三十二年三月二十九日神美村臨時議会を神戸市に招集する。

昭和三十二年三月二十八日

神美村長 平尾源太夫

一 昭和三十二年第一回（臨時）神美村議会の

議決の異議の申立書

『町村合併関係綴』

昭和三十二年第一回（臨時）神美村議会の

議決の異議の申立書

一、昭和三十二年三月二十九日神美村臨時議會を神戸

市に招集する（告示第三号）通知を受けているが、

三月三十日第一回（臨時）神美村議會を神戸市兵庫

県商工会館に於て開く告示のないこと、並びにそ

の通知を受けていないこと、

二、昭和三十二年第一回（臨時）神美村議會に付議され

た事件が、地方自治法第百二条第四項の規定によ

る告示がないこと、

三、第一回（臨時）神美村議会議録によると神美村議

会は、神戸市兵庫県商工会館に於て午後一時より

招集とあるも、三月三十日午後五時までは議會を

開いた事実がなく、午後四時以降に開いた議會の

議決は神美村議会議規則第七条の「會議時間は

午前九時から、午後四時までとする」規定に反し、

時間外に議決した事件は無効であるとの別紙判例

により妥当でない。

以上の理由により、昭和三十二年三月三十日神戸市兵庫商工会館に於て開催の昭和三十二年第一回（臨時）神美村議会の

神美村議会の

一、市町村の境界変更に関する兵庫県町村合併調整委

員の調停案受諾勧告に対する受諾の件

二、財産処分について

議決に異議がありますので、これを取消又は撤回され

ますよう申立ます。

昭和三十二年 月 日

神美村議會議員 井上 泉

中山 三郎

松本 実

加藤順之助

加藤忠雄

西村平八郎

加藤良和

神美村長 平尾源太夫 殿

第一回(臨時)神美村議会議長職務執行者

神美村議会議長 西村和雄 殿

(別紙)

閉議時刻後の議決等の効力

問

議決・決定又は選挙を投票により行う場合、まだ投票を継続中に閉会時刻になったが、そのまま継続し完了したとき、その議決・決定又は選挙は無効と思うがどうか。

答

お見込のとおり。

(昭和二七・一二・二六日 自行行発第一九八号 三重県議会議事事務局長宛 行政課長回答)

(2)新町の発足

一三 町村合併申請書(抄)

『町村合併申請書綴』

(表紙)

町村合併申請書

出石郡出石町
出石郡室埴村
出石郡小坂村
出石郡神美村

出発第九七八号

室 第一二二〇号

小庶第二〇〇号

神庶第二五一号

昭和三十二年六月二十六日

出石郡出石町長 加藤由蔵

出石郡室埴村長 関 太一

出石郡小坂村長 狩野武夫

出石郡神美村長 平尾源太夫

兵庫県知事 阪本 勝 殿

○出石郡出石町、室埴村、小坂村及び

神美村の合併について申請

出石郡出石町、室埴村、小坂村及び神美村を廃し、その区域（但し、神美村大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷・倉見の区域を除く）を以て新出石町を設置したいから必要書類を添え関係町村長連署を以て申請いたします。

○必要書類目録

- 一、理由書
 - 二、町村合併実施希望期日
 - 三、関係町村議会の合併する旨の議決書
 - 四、関係町村議会の会議録抄本
- 関係町村議会の模様
- （出席議員数、欠席議員数及びその欠席理由、賛否の数、否とするもの理由等を含む）
- 五、合併に関する調書

（別紙添付書類目録の通り）

*ここでは一・二・三及び四・五の一部を収録する。

○町村合併を必要とする理由

出石郡出石町、室埴村、小坂村、神美村（奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷・倉見の区域を除く）は地理的に近接し、産業・文化・水利・森林等あらゆる面に於て密接不離の関係にあり、しかも人情・風俗・生活の状態も亦共通するところが多く、特に中心地である出石町の商工業と近接三ヶ村の農業とは物資の需給、労働力の供給等について経済圏を形成し、合併町村としての基礎的諸条件を具備している。

新市町村建設促進法の施行に基く時代要請と住民の宿望に應えて新設合併を行い、以て基礎鞏固なる自治体を作り、もって住民の福祉の向上を図らんとする。

○町村合併実施希望期日

昭和三十二年九月一日

○関係町村議会の合併する旨の議決書

議第十九号

出石郡出石町、室埴村、小坂村及び神美村の合併
について

地方自治法第七条の規定により、出石郡出石町、室埴村、小坂村及び神美村を廃し、その区域(神美村の区域のうち大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷・倉見の区域を除く)をもって、新たに出石町を設置し、当該区域に属する各町村有財産(権利・義務共)は、すべて出石町に帰属するものとする。

昭和三十三年六月二十六日提出

出石郡出石町長 加藤由蔵

昭和三十三年六月二十六日 原案可決

右は議決書の原本と相違ありません。

昭和三十三年六月二十六日

出石郡出石町議会議長 小林久雄

*関係町村の内、室埴・小坂兩村の議決書も同文内容にてこれを省略する。

又、神美村についても「但し、同時に神美村の区域のうち大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷・倉見の区域は豊岡市に編入し、その区域に属する財産(権利・義務とも)は豊岡市に帰属するものとする」との但書がある場合は同文のため同様に省略する。

○町村議会の模様

町村名	議員定数	現在議員者数	出席者	欠席者	欠席理由	賛成議員数	議員欠員の理由
出石町	二二	二二	二一	一	用務のため郡外旅行中のもの	四	一七一名辞任
室埴村	一六	一六	一五	一	家事のため	一	一五
小坂村	一六	一六	一六	〇		一六	
神美村	一六	一六	一六	〇		一六	

○合併に関する調査

添付書類目録

- 一、関係町村の概況
- 二、町村合併を必要とする具体的理由

三、関係町村議会の意向

四、関係町村住民の意向

五、新町名選定の理由

六、新町役場の予定位置、各部落からの距離及び

支所出張所の設置

七、選挙関係

(一) 町村議会議員一般選挙執行の関係

(合併前後の議員選出数、選挙区の改正の有無について)

八、関係町村の財政処分の状況(財産区)

九、公立団体の統合の状況

十、合併条件

十一、関係町村現況調

十二、関係町村の財政及び住民負担調

十三、関係町村歳入歳出現行予算書

十四、図面等

(一) 関係町村の略図

(二) 図面

(三) 関係町村の写真

※ここでは三・四・五及び十を収録する。

出石町

○ 関係町村議会の意向

議会一致の意向は、町村合併の課題は現下再建国家の基盤をなす町村自治体の拡大・強化を高唱されている時、第一義的に喫緊の要務であることは異論のないところである。

然しながら、適正規模の最低線と地形的に交通不便且つ通信機関いまだに整備されていない当地域の如きに於ては、今後の運営施策に幾多の難関あるを免がれないが、将来の施策経営に万全を期し、一致以て所期の目的達成に邁進せんとするものである。

* 四ヶ町村同文

○ 関係町村住民の意向

出石町

町村合併は、時代の変遷上当然なすべきであるが、而し合併によって直ちに画期的な効果を招来する如くに之を期待することは到底望み得ないところである。要は従来 of 町村間の隔壁を除去して真に融合一体となつて万難を排し、庶政の躍進を企図し、以て理想郷の現出に邁進すべきである。

*四ヶ町村同文

○新町名選定の理由

出石町、室埴村、小坂村、神美村は、俗に出石盆地と称せられる出石川水系の下流に夫々点在し、人情・風俗・習慣及び生活様態も相類似し、教育・衛生・産業・人事・その他総てのことに密接な関係を有し、古くよりこの区域は、出石藩に属していた関係もあり、又出石郡、出石川、出石神社、出石焼等出石なる名称は余りにも世に広く知れ渡っているところである。

以上の関係より将来の発展とその大成を所期してこれを「出石町」と命名するに至つたものである。

○合併条件

四ヶ町村合併協定

一、合併の区域 出石郡出石町、室埴村、小坂村、神美村（宮内・袴狭・口小野・奥小野・田多地・安良）

二、合併の形式 新設合併

三、役場の位置及び支所、出張所の設置

新町の役場は旧出石町役場とする。支所は当分の間、旧室埴村・旧小坂村・旧神美村役場内に設置する。

四、合併の実施希望期日

昭和三十二年九月一日

五、議員の選出方法

定数 二十六名

選出方法は、第一回のみ小選挙区制とし、公職

選挙法第十五条第七項の規定により、次の通り選出するものとする。

出石町十名 室埴村七名 小坂村五名 神美村四名

六、小中学校及び通学区

小中学校は、現在のとおりとし、通学区は、新町発足の日までに決定する。

七、町税の賦課率

新町の昭和三十二年度における賦課率は、現行のとおりとす。

但し、昭和三十三・三十四・三十五年の三ヶ年度に限り小坂村は、固定資産税を百分の〇・一増徴する。

八、一部事務組合の取扱

中学校組合は、合併と同時に廃止するものとする。公立豊岡病院組合・県町村職員組合（恩給）・全退職給与金一部組合・全共済組合等関係町

村が現に加入している一部事務組合は、そのまま新町に引継ぎ加入するものとする。

九、消防団の組織について

新町発足後、速かに統合するものとする。

一〇、各種公共団体の統合方針

新町発足とともに統合することを指導方針とすること。

（森林組合・農協組（含脱カ）・農業共済組合・土地改良事務（含脱カ）・青年団・婦人会）

一一、国民健康保険事業の取扱

現状のまま新町に引継ぎ、新町に於て可及的速かに全域に実施すること。

一二、職員の身分取扱

旧町村の一般職の職員の身分は、新町に引継ぐものとする。

但し、合併后一年以内に退職する職員に対しては優遇措置をとるものとする。

一三、新町の建設計画

別に協議して定める。

一四、基本財産の造成計画

新町において計画を樹立すること。

一六、新町建設計画

新町建設計画

一、新町名

1、関係町村名

出石町

室埴村

小坂村

神美村（奥野・市場・三

宅・森尾・立石・

香住・下鉢山・上

鉢山・長谷・倉見

の区域を除く）

2、合併形式

2、新設合併によるものとする。

（以下、形式を変えて掲げる）

二、新町建設の基本方針

（二）新町（以下出石町という）は、出石川水系の下流

一帯出石平野を中心とする関係四ヶ町村の自然の地勢と友好善隣の現実に基いて大同団結、ここに新興自治体建設の機運を醸成するに至ったのである。

茲に於てこれを一新軌軸とし、すべての立地条件の上に立ち環境と天恵の資源を利用・開発すると共に、伝統の美風・良俗を助長し常に時運の趨勢を達観して有無相通じ、相和し、相擁して、以て明朗にして文化的な理想郷の建設を目指し、^{（雙以下同）}完璧なる施策を樹立、運営の万全を期せんとするものであるが、概ね次の目標を根幹として所期の目的達成に邁進するものとする。

（一）産業経済の振興並に国土の保全

1、耕地・農業・畜産及び養蚕業を一連とする総合営農の拡充・強化

2、林野の利用・開発並に森林産物の改良・

増産

- 3、治山・治水・利水事業の敢行
- 4、牧野管理の適正及び緑化の推進
- 5、中小商工業及び地方特産業並に副業の
振興・助長

6、余剰労力の合理的消化方策の具現

(二) 教育・厚生・文化施設等の整備並に振興

- 1、教育の振興、設備の完成及び文化施設の
充実

2、保健衛生及び消防施設の完備

3、観光資源の利用・開発

4、社会福祉事業の普及

5、生活改善の実践

(三) 道路・交通・通信・通話網の整備開発

三、町村役場支所又は出張所の統合・整備に関する

事項

〈三〉 出石町役場及び室埴・小坂・神美支所を設置

する。

1、役場の位置

1、出石町内町五三番地ノ一
旧出石町役場とする

2、役場建物の増改築の方針

2、昭和三十三年度に於て庁舎の一部を改造

する。

3、支所の位置

3、室埴支所は旧室埴村役場、小坂支所は旧

小坂村役場、神美支所は旧神美村役場とす

る。

4、支所の増改築の問題

4、当分の間現在の庁舎を使用する。

5、支所で行う事務

5、配給事務に関する事項

諸税徴収事務に関する事項

財産の管理に関する事項

その他本庁から指示する事項

6、その他庁舎の転用の方針

6、その他は現状のままとする。

四、小学校・中学校・その他の教育文化施設の統合・

整備に関する事項

〈四〉小学校の統合は、地形的に困難であるので現

状の通りとし、腐朽・老朽校舎の改築をする。

1、小学校の位置

1、現在の位置とする

2、小学校の増改・新築の方針

2、弘道小学校の旧館老朽・不設備校舎を昭

和三十三年度に於て改築する。

福住小学校奥山分教場の老朽校舎を昭和

三十三年度に於て改築する。

小坂小学校の老朽校舎を昭和三十四年度

に於て改築する。

菅谷及寺坂小学校の老朽校舎を昭和三十

七年度に改築する。

3、小学校の学区

3、神美村^(田多)多田地・安良の区域は、従来三宅

小学校の区域であったが、これを小坂小学

校の区域とするの外は現行の通りとする。

4、中学校の位置

4、現在の位置とする。

5、中学校舎の増改・新築の方針

5、昭和三十七年度並にこれに続く年度に於

て冬期遠距離通学者の寄宿舎を建設し、農

業教室の充実と防火用兼水泳プールを新設

する。

6、中学校の学区

6、従来神美村三宅小学校の区域であった神

美村安良・田多地の区域を出石中学校の区

域とするの外現在の通りとする。但し、神

美村安良・田多地の区域の三年生について

は、旧町村の関係教育委員会に於て協議決定する。

7、小中学校の転用方針

7、該当がない。

8、その他の学校の統合・整備に関する事項

8、出石・福住・菅谷・寺坂・小坂・小野幼

稚園は、現在のままとする。

9、公民館の統合・整備に関する事項

9、関係町村の公民館の建物及び施設は、現

在のとおりとし、機構を統合し本館を旧出

石町公民館におき、旧室埴村・小坂村及神

美村の公民館は、分館とする。

旧出石町公民館の一部を昭和三十二年度以

降に於て一部を改造する。

10、図書館の統合・整備に関する事項

10、関係町村の図書館(部)は、これを統合し

て旧出石町の公民館内の図書館を新町の図

書館とし、巡回文庫を作り住民の利用を図る。旧出石町の図書館を拡充して図書閲覧室及び図書室を設けるものとする。

11、文化施設に関する事項

11、16、⁽¹⁾耗映写機並に撮影機を設置し、視聴覚

的方法により新町行政の滲透と社会教育の進展を図る。

婦人学級及び青年学級等教育・文化施策を

推進し、成人教育の進展を図る。

五、自治体警察に関する事項

〈五〉、該当がない。

六、消防施設の統合・整備に関する事項

〈六〉、旧出石町・室埴村・小坂村・神美村の消防施

設及び装備は、そのまゝ新町に引継ぎ、関係町

村の消防団を統合してその充実・強化を図るも

のとする。

1、消防器械・器具の統合・整備に関する事項

1、昭和三十三年度以降に於て機動力のある小型ガソリン唧筒ポンプを購入する。この経費は、国庫補助金・寄附金及び起債に求めるものとする。

現在各分団に所属する消防器械・機具(器)は、すべて当該分団に帰属するものとする。

2、消防団の整備に関する事項

2、旧出石町・室埴村・小坂村・神美村消防団を廃して新消防団を設置す。但し、当分の間団員数・分団数及び分団の区域は、変更しない。

七、病院・診療所・隔離病舎・その他の衛生施設の統合・整備に関する事項

〈七〉国民健康保険を新町の全区域に施行し、益々強化すると共に衛生施設を漸次整備し、住民の福祉を図る。

1、病院統合に関する事項

1、組合立豊岡病院出石分院に胸部疾患病棟を新設し、建物全部に日覆施設をなすとともに、益々充実し住民の医療施設として万全を期する。

2、診療所の統合整備に関する事項

2、旧出石町・室埴村・小坂村及び神美村の合併関係町村の国民健康保険事業は、新町に引き継ぎ、引続き実施するものとする。旧小坂村・神美村は、国民健康保険を実施しているので、新市町村建設促進法第二十八条の規定により、町村合併促進法第十八条の例による特例によって措置する旧出石町の地区に対しては、法定期間内に於て可及的速やかにこれを実施し、普遍的に全住民の福祉を図るように努める。

3、隔離病舎の統合・整備に関する事項

3、該当事項なし。

4、墓地・火葬場・塵芥処理場・その他の衛生

施設の統合・整備に関する事項

4、現に散在する墓地は、一応存置を認める

ものとし、逐次土葬の慣習を改善するよう

民意を馴致^{しゅんち}するに努め、併せて火葬場を設

置する。家屋密集地帯を優先的に逐次現在

の塵芥処理施設を拡充する。

八、授産所・保育所・その他厚生施設の統合・整備

に関する事項

〈八〉、保育所の充実、公営住宅の増設、その他厚生

施設を拡充し、住民の福利に資する。

1、授産施設の統合・整備に関する事項

1、現在該当がないが、新町に於て授産施設

を設置する。

2、保育所の統合・整備に関する事項

2、農繁保育所を漸次通年制に改め町営とす

る。

3、公営住宅・公営運動場・其他厚生施設の統

合・整備に関する事項

3、公営住宅は、必要度に応じ起債・国庫補

助・一般財源を以て建設する。

九、道路・橋梁・トンネル・その他土木施設の整備

に関する事項

〈九〉、新町の一体性の確保に必要な道路及び橋梁の

新設・改良事業を強力に推進する。

1、道路の整備に関する事項

1、県道改良工事を左により要望すると共に、

町村道の改良整備の実現を期する。

一、県道改良事業

未改修県道の改良工事を早急に実施する

ことを強く要望する。

二、町村道の改良整備事業

新町の一体性を確保するため、必要度の

高いものから計画実施する。

2、橋梁の整備に関する事項

2、県道の改良に伴い、腐朽度の高いものから永久橋に架替を要望する。

町村道の橋梁は、実情を勘案して必要度の高いものから架替をする。

3、トンネルの整備に関する事項

3、府県道八鹿宮津線浅間峠のトンネルの早期完通を要望する。

4、港湾の整備に関する事項

4、該当がない。

5、その他の土木施設の整備に関する事項

5、必要度の高いものから漸次計画実施する。

十、水道事業・自動車運送業・その他の公営企業に

関する事項

〈十〉 国庫補助・県補助・起債・寄附金等に財源を

求めて漸次水道を敷設する。

1、水道事業に関する事項

1、家屋密集地帯に対し衛生的の立場より適

良の飲料水を確保し、伝染病予防の完壁を

期するの外、連たん地区の火災予防のため、

上水道を早急に敷設する。

各部落の実態を調査し、昭和三十三年度以

降の継続事業として簡易・上水道の実施計

画を樹立する。

2、自動車・運送業に関する事項

2、該当がない。

3、その他公営企業に関する事項

3、公益質屋を拡充し、庶民金融の円滑を図る。

十一、基本財産の造成に関する事項

〈十一〉 旧町村の所有する山林は、すべて新町に引継

ぐものとし、新町は、植樹を年次計画に実施す

るとともに、現在の植樹地の撫育管理に努める。

十二、前号までに掲げるものの外、町村合併の目的

を実現するため、必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

〈三〉、新町の総合開発計画の一環として河川堤防・

溜池用排水路・治山・治水・土地改良・都市計画・観光施設・牧野改良等の事業の促進を期する。

1、河川に関する事項

1、出石川本流及各支派川の河川改良工事・

砂防工事・河川（堤防）修築工事实施の促進

を要望する。

2、溜池に関する事項

2、適時計画実施する。

3、用水・排水路に関する事項

3、農道灌漑排水路客土を年次計画により実施する。

4、堤防に関する事項

4、適時計画実施する。

5、治山に関する事項

5、山林・原野の治山事業を国及県の助成を求めて完全実施を期する。

6、開拓・干拓に関する事項

6、開拓適地を選定して適時計画実施する。

7、耕地整理に関する事業

7、産業振興の根幹である農業の改良・増進を図るために、耕地の交換分合を計画し、農用水路の整備と農道の新設・改良を積極的に実施する。

8、公有水面埋立に関する事項

8、該当がない。

9、都市計画に関する事項

9、旧出石町地区の都市計画地域の実現を期する。

10、その他建設事業に関する事項

10、イ 観光施設の拡充

旧出石町を始め各村の観光施設、その他

社会福祉増進の爲めの有効・適切な

施設など、財政の状況を勘案して漸次

実現を図る。

ロ 牧野の改善・整備、牧草の改良・増

殖

営農の枢軸たる畜産振興の根幹をなす

牧野の改善・整備、牧草改良・普及の

画期的促進を図る。

十三、本年度及び爾後五ヶ年度別財政計画

別紙添付

十四、その他

〈齒〉その他

1、青年団の統合に関する事項

1、合併と同時に関係町村青年団を統合して

新町青年団を設置する。

2、婦人会の統合に関する事項

2、同断

3、農業協同組合、その他の協同組合の統合に

関する事項

3、成可く早期に統合を^{しょうぎょう}慫慂するものとする。

4、その他

4、その他

イ 電話通話区域の統合

旧神美村のうち宮内・袴狭・口小野・奥

小野・田多地・安良地域を出石局の通話

区域に統合するよう要請して相互の利便

に資する。

ロ 各部落に有線放送施設並に共同加入に

よる電話を架設するよう促進を図る。

ハ 出石・豊岡間を即時通話とすることを

要望する。

附属書

国及び県に対する要望事項

一、戦時中強制的に撤収された出石鉄道線を国の経費を以て急速に復旧実施されたい。

二、地方開発の命脈を律し新町の建設上、重要な次の道路及橋梁の改良・整備並に架替を急速に実施せられたい。

(一) 府県道福知山出石豊岡線の国道編入と道路改修。

(二) 府県道宮津八鹿線の道路改修工事(幅員拡張、浅間峠トンネル貫通)の完遂。

(三) 京都府久美浜より出石・和田山に通ずる道路の開発・整備。

(四) 府県道出石和田山線の幅員拡張及び全線の老朽寺内橋の永久橋の架替。

三、急傾地帯の実情に即し、河川並に治山・砂防工事の実施及び林道の開設を促進されたい。

四、円山川改修工事を出石川上流但東町地域まで延長施行せられたい。

五、出石町都市計画区域を拡張し、事業の実施をはかられたい。

六、急湍^{きゅうたん}流域の防災対策として緊急を要する河川の改修工事を速やかに実施されたい。

七、森林資源の開発と町財政確立のため、所属国有林の払下げを聴許されたい。

八、昭和三十三年度に於て新市町村建設補助金を交付せられたい。

九、昭和三十三年度に於て新農山漁村建設地に指定し、特別助成事業に対し助成せられたい。

* 関係村町の現況調は、これを省略する。

六 戦後の出石

(別紙)

昭和32年度及び爾後5ヶ年の財政計画

1. 一般会計

歳 入

(単位千円)

種 別	年度別	昭 和 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
1 町 税		25,479	24,308	24,308	24,308	24,285	24,285
2 地方交付税		12,011	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
3 公営企業財産収入		5,833	123	123	123	123	123
4 分担金・負担金		236	—	—	—	—	—
5 使用料及び手数料		1,839	1,877	1,877	1,877	1,877	1,877
6 国庫支出金		6,869	28,198	12,108	6,128	33,878	4,808
7 県支出金		1,714	21,382	1,187	1,887	1,107	657
8 寄附金		7,945	16,763	25,188	8,833	7,054	7,575
9 繰越金		903	1	1	1	1	1
10 繰入金		274	1	1	1	1	1
11 雑収入		1,357	1,083	1,083	1,083	1,083	1,083
12 町債		7,000	17,150	51,900	1,950	13,980	1,680
歳入合計		71,460	124,886	131,776	60,191	97,389	56,090

歳 出

種 別	年度別	昭 和 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
1 議会費		1,921	1,747	1,747	1,747	1,747	1,747
2 役場費		15,080	11,982	11,982	11,982	11,982	11,982
3 消防費		4,182	808	1,208	3,838	5,528	808
4 土木費		8,684	43,670	3,612	4,562	23,612	7,312
5 教育費		17,346	36,879	52,769	10,914	10,569	14,729
6 社会及労働施設費		6,456	1,999	1,799	1,799	1,799	1,799
7 保健衛生費		1,496	4,237	37,537	1,237	1,237	1,237
8 産業経費		4,556	20,087	14,037	13,837	30,387	4,837
9 財産費		1,663	333	333	333	333	333
10 統計調査費		80	64	64	64	64	64
11 選挙費		286	577	297	217	347	577
12 公債費		2,854	2,687	3,767	7,037	7,160	8,041
13 諸支出金		6,610	2,324	2,324	2,324	2,324	2,324
14 予備費		246	300	300	300	300	300
歳出合計		71,460	124,886	131,776	60,191	97,389	56,090

2 町村合併と新出石町の誕生

歳出経費別内訳

(単位千円)

区分	年度別 昭和 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
消費的経費	51,271	35,389	35,109	35,029	35,159	35,389
人件費	17,625	18,794	18,794	18,794	18,794	18,794
物件費	12,970	10,284	10,005	10,000	10,045	10,003
その他	20,676	7,634	6,310	6,335	6,320	6,592
投資的経費	17,335	86,810	92,900	18,125	55,070	12,660
補助事業	7,030	67,000	54,900	16,530	53,920	9,000
単独事業	10,305	19,810	38,000	1,595	1,150	3,660
公債費	2,854	2,687	3,767	7,037	7,160	8,041
計	71,460	124,886	131,776	60,191	97,389	56,090

備考 昭和33年度の消費的経費(計)が35,389となっているが、人件費・物件費・その他に錯誤がなければ、36,712の誤りではないかと思われる。したがって、計欄の数値124,886は126,209となる。昭和35年度の消費的経費(計)についても同様に、数値35,029は35,129に、又計欄の数値60,191は60,291になるものと思われる。